〇札幌市児童福祉法施行条例

平成 24 年 12 月 13 日条例第 62 号

改正

平成 25 年2月 26 日条例第6号

平成 25 年2月 26 日条例第7号

平成 26 年2月 27 日条例第7号

平成 26 年 10 月6日条例第 47 号

平成 26 年 10 月6日条例第 51 号

平成 26 年 12 月 11 日条例第 60 号

平成 27 年2月 23 日条例第7号

平成 27 年 10 月6日条例第 46 号

平成 28 年3月1日条例第7号

平成 28 年3月1日条例第9号

平成 28 年6月3日条例第 34 号

平成 29 年3月7日条例第6号

平成 29 年3月7日条例第7号

札幌市児童福祉法施行条例

札幌市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成 24 年条例第9号) の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 指定障害児通所支援事業者の指定等に係る申請者並びに指定通所支援の事業の人員、 設備及び運営に関する基準
- 第1節 総則(第3条・第4条)
- 第2節 申請者(第5条)
- 第3節 一般原則(第6条)
- 第4節 指定児童発達支援
- 第1款 基本方針(第7条)
- 第2款 人員に関する基準(第8条―第11条)
- 第3款 設備に関する基準(第12条・第13条)
- 第4款 運営に関する基準(第14条—第57条)
- 第5款 基準該当通所支援に関する基準(第57条の2—第57条の8)
- 第5節 指定医療型児童発達支援
- 第1款 基本方針(第58条)
- 第2款 人員に関する基準(第59条・第60条)
- 第3款 設備に関する基準(第61条)

- 第4款 運営に関する基準(第62条—第65条)
- 第6節 指定放課後等デイサービス
- 第1款 基本方針(第66条)
- 第2款 人員に関する基準(第67条・第68条)
- 第3款 設備に関する基準(第69条)
- 第4款 運営に関する基準(第70条・第71条)
- 第5款 基準該当通所支援に関する基準(第71条の2)
- 第7節 指定保育所等訪問支援
- 第1款 基本方針(第72条)
- 第2款 人員に関する基準(第73条・第74条)
- 第3款 設備に関する基準(第75条)
- 第4款 運営に関する基準(第76条—第79条)
- 第8節 多機能型事業所に関する特例(第80条—第82条)
- 第3章 指定障害児入所施設の指定等に係る申請者並びに指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準
- 第1節 総則(第83条・第84条)
- 第2節 申請者(第85条)
- 第3節 一般原則(第86条)
- 第4節 指定福祉型障害児入所施設
- 第1款 人員に関する基準(第87条)
- 第2款 設備に関する基準(第88条)
- 第3款 運営に関する基準(第89条-第134条)
- 第5節 指定医療型障害児入所施設
- 第1款 人員に関する基準(第135条)
- 第2款 設備に関する基準(第136条)
- 第3款 運営に関する基準(第137条・第138条)
- 第3章の2 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準
- 第1節 総則(第138条の2—第138条の7)
- 第2節 設備に関する基準(第138条の8)
- 第3節 運営に関する基準(第138条の9—第138条の20)
- 第4節 最低基準の向上(第138条の21)
- 第3章の3 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準
- 第1節 総則(第138条の22・第138条の23)
- 第2節 共通基準(第138条の24—第138条の40)
- 第3節 家庭的保育事業(第138条の41—第138条の45)
- 第4節 小規模保育事業

- 第1款 小規模保育事業A型(第138条の46—第138条の48)
- 第2款 小規模保育事業B型(第138条の49·第138条の50)
- 第3款 小規模保育事業C型(第138条の51・第138条の52)
- 第5節 居宅訪問型保育事業(第138条の53—第138条の58)
- 第6節 事業所内保育事業
- 第1款 利用定員(第138条の59)
- 第2款 保育所型事業所内保育事業(第138条の60・第138条の61)
- 第3款 小規模型事業所内保育事業(第138条の62)
- 第7節 最低基準の向上(第138条の63)
- 第4章 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準
- 第1節 総則(第139条・第140条)
- 第2節 共通基準(第141条—第157条)
- 第3節 助産施設(第158条—第161条)
- 第4節 乳児院(第162条—第171条)
- 第5節 母子生活支援施設(第172条—第180条)
- 第6節 保育所(第181条—第187条)
- 第7節 児童厚生施設(第188条—第191条)
- 第8節 児童養護施設(第192条—第201条)
- 第9節 福祉型障害児入所施設(第202条—第210条)
- 第 10 節 医療型障害児入所施設(第 211 条—第 214 条)
- 第 11 節 福祉型児童発達支援センター(第 215 条―第 219 条)
- 第 12 節 医療型児童発達支援センター(第 220 条---第 223 条)
- 第 13 節 児童心理治療施設(第 224 条—第 231 条)
- 第 14 節 児童自立支援施設(第 232 条—第 242 条)
- 第 15 節 児童家庭支援センター(第 243 条―第 245 条)
- 第 16 節 最低基準の向上(第 246 条)
- 第5章 雑則(第247条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)の施行については、別に 定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(定義)

- **第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 児童 法第4条第1項に規定する児童をいう。

- (2) 乳児 法第4条第1項第1号に規定する乳児をいう。
- (3) 幼児 法第4条第1項第2号に規定する幼児をいう。
- (4) 乳幼児 乳児又は幼児をいう。
- (5) 少年 法第4条第1項第3号に規定する少年をいう。
- (6) 障害児 法第4条第2項に規定する障害児をいう。
- (7) 妊産婦 法第5条に規定する妊産婦をいう。
- (8) 保護者 法第6条に規定する保護者をいう。
- (9) 重症心身障害児 法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。
- (10) 児童発達支援管理責任者 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和 23 年厚生省令第 63 号。以下「設備運営基準」という。)第 49 条第1項に規定する児童発達支援管理責任者をいう。
- (11) 機能訓練担当職員 日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。
- (12) 児童指導員 児童の生活指導を行う者をいう。
- (13) 運営適正化委員会 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 83 条に規定する運営 適正化委員会をいう。
- 第2章 指定障害児通所支援事業者の指定等に係る申請者並びに指定通所支援の事業の人員、 設備及び運営に関する基準

第1節 総則

(この章の趣旨)

- 第3条 法第21条の5の15第2項第1号(法第21条の5の16第4項において準用する場合を含む。第5条において同じ。)の申請者並びに法第21条の5の18第1項に規定する指定通所支援に従事する従業者に関する基準並びに同条第2項に規定する指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。(定義)
- **第4条** この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めると ころによる。
- (1) 指定通所支援 法第 21 条の5の3第1項に規定する指定通所支援をいう。
- (2) 指定児童発達支援 法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援に係る指定通 所支援をいう。
- (3) 指定児童発達支援事業者 指定児童発達支援の事業を行う者をいう。
- (4) 指定児童発達支援事業所 指定児童発達支援事業者が指定児童発達支援の事業を 行う事業所をいう。
- (5) 指定医療型児童発達支援 法第6条の2の2第3項に規定する医療型児童発達支援 に係る指定通所支援をいう。
- (6) 指定医療型児童発達支援事業者 指定医療型児童発達支援の事業を行う者をいう。

- (7) 指定医療型児童発達支援事業所 指定医療型児童発達支援事業者が指定医療型 児童発達支援の事業を行う事業所をいう。
- (8) 指定放課後等デイサービス 法第6条の2の2第4項に規定する放課後等デイサービスに係る指定通所支援をいう。
- (9) 指定放課後等デイサービス事業者 指定放課後等デイサービスの事業を行う者をいう。
- (10) 指定放課後等デイサービス事業所 指定放課後等デイサービス事業者が指定放課 後等デイサービスの事業を行う事業所をいう。
- (11) 指定保育所等訪問支援 法第6条の2の2第5項に規定する保育所等訪問支援に係 る指定通所支援をいう。
- (12) 指定保育所等訪問支援事業者 指定保育所等訪問支援の事業を行う者をいう。
- (13) 指定保育所等訪問支援事業所 指定保育所等訪問支援事業者が指定保育所等訪問支援の事業を行う事業所をいう。
- (14) 障害児相談支援事業者 法第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援事業を 行う者をいう。
- (15) 障害児相談支援事業者等 障害児相談支援事業者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号。以下「総合支援法」という。)第5条第 16 項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者をいう。
- (16) 通所給付決定保護者 法第6条の2の2第8項に規定する通所給付決定保護者をい う。
- (17) 指定障害児通所支援事業者等 法第 21 条の5の3第1項に規定する指定障害児通 所支援事業者等をいう。
- (18) 障害児通所給付費 法第 21 条の5の3第1項に規定する障害児通所給付費をいう。
- (19) 指定通所支援費用基準額 法第21条の5の3第2項第1号(法第21条の5の13第2項の規定により、同条第1項に規定する放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。)に掲げる額をいう。
- (20) 通所利用者負担額 法第21条の5の3第2項第2号(法第21条の5の13第2項の規定により、同条第1項に規定する放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。)に掲げる額及び肢体不自由児通所医療(法第21条の5の28第1項に規定する肢体不自由児通所医療をいう。以下同じ。)につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額から当該肢体不自由児通所医療につき支給された肢体不自由児通所医療費(法第21条の5の28第1項に規定する肢体不自由児通所医療費をいう。以下同じ。)の額を控除して得た額の合計額をいう。

- (21) 特例障害児通所給付費 法第 21 条の5の4第1項に規定する特例障害児通所給付 費をいう。
- (21)の2 基準該当通所支援 法第 21 条の5の4第1項第2号に規定する基準該当通所支援をいう。
- (22) 通所給付決定 法第 21 条の5の5第1項に規定する通所給付決定をいう。
- (23) 支給量 法第 21 条の5の7第7項に規定する支給量をいう。
- (24) 通所給付決定の有効期間 法第 21 条の5の7第8項に規定する通所給付決定の有効期間をいう。
- (25) 通所受給者証 法第 21 条の5の7第9項に規定する通所受給者証をいう。
- (26) 法定代理受領 法第21条の5の7第11項(法第21条の5の13第2項の規定により、 同条第1項に規定する放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適 用する場合を含む。)の規定により通所給付決定保護者に代わり本市が支払う指定通 所支援に要した費用の額又は法第21条の5の28第3項の規定により通所給付決定保 護者に代わり本市が支払う肢体不自由児通所医療に要した費用の額の一部を指定障 害児通所支援事業者等が受けることをいう。
- (27) 児童発達支援センター 法第 43 条に規定する児童発達支援センターをいう。
- (28) 多機能型事業所 指定児童発達支援の事業、指定医療型児童発達支援の事業、指定放課後等デイサービスの事業及び指定保育所等訪問支援の事業並びに<u>札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例(平成24年条例第43号。以下「総合支援法施行条例」という。)第8条</u>第16号に規定する指定生活介護の事業、同条第28号に規定する指定自立訓練(機能訓練)の事業、同条第31号に規定する指定自立訓練(生活訓練)の事業、同条第35号に規定する指定就労移行支援の事業、同条第38号に規定する指定就労継続支援A型の事業及び同条第41号に規定する指定就労継続支援A型の事業及び同条第41号に規定する指定就労継続支援B型の事業のうち2以上の事業を一体的に行う事業所(総合支援法施行条例第3章に規定する事業のみを行う事業所を除く。)をいう。
 - 一部改正[平成 25 年条例7号 26 年7号 60 号]

第2節 申請者

- 第5条 法第21条の5の15第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。ただし、法第6条の2の2第3項に規定する医療型児童発達支援(医療法(昭和23年法律第205号)に規定する病院又は診療所により行われるものに限る。)に係る法第21条の5の15第1項の指定の申請を行う者については、この限りでない。
 - 一部改正[平成 26 年条例 60 号]

第3節 一般原則

第6条 指定障害児通所支援事業者等は、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(第30条第1項において「通所支援計画」という。)を作成し、これに基づき障害児に対して指定通所支援を提供しなけ

ればならない。この場合において、指定通所支援の効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより、障害児に対して適切かつ効果的に指定通所支援を提供しなければならない。

- 2 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定通所支援の提供に努めなければならない。
- 3 指定障害児通所支援事業者等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、本市又は障害福祉サービス(総合支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービスをいう。以下同じ。)を行う者、児童福祉施設(第140条第1号に規定する児童福祉施設をいう。)においてサービスを提供する者その他の保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者(以下「他のサービス提供者」という。)との連携に努めなければならない。
- 4 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修の実施等の措置を講ずるよう努めなければならない。
- 5 指定障害児通所支援事業者等は、指定通所支援の事業の運営に当たっては、暴力団員(札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年条例第6号)第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)の支配を受けてはならず、また、暴力団(同条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)を利することとならないよう、暴力団の排除(同条第3号に規定する暴力団の排除(事業活動に係るものに限る。)をいう。以下同じ。)を行わなければならない。
 - 一部改正[平成 25 年条例6号·7号·26 年 51 号]

第4節 指定児童発達支援

第1款 基本方針

第7条 指定児童発達支援の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものでなければならない。

第2款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第8条 指定児童発達支援事業者が指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 指導員又は保育士 指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて 専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、次のア又 はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上
- ア 障害児の数が 10 までのもの 2以上
- イ 障害児の数が 10 を超えるもの 障害児の数から 10 を減じた数を5で除して得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)に2を加えた数
- (2) 児童発達支援管理責任者 1以上
- 2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければならない。この場合において、当該機能訓練担当職員が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員の数を指導員又は保育士の合計数に含めることができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。
- (1) 嘱託医 1以上
- (2) 看護師 1以上
- (3) 児童指導員又は保育士 1以上
- (4) 機能訓練担当職員 1以上
- (5) 児童発達支援管理責任者 1以上
- 4 第1項第1号及び第2項の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、 その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。
- 5 第1項第1号の指導員又は保育士のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- 6 第1項第2号の児童発達支援管理責任者のうち、1人以上は、専任かつ常勤でなければならない。
- 第9条 指定児童発達支援事業者が指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、40人以下の障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあっては第3号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあっては第4号の調理員を置かないことができる。
- (1) 嘱託医 1以上
- (2) 児童指導員及び保育士
- ア 児童指導員及び保育士の総数 指定児童発達支援の単位ごとに、おおむね障害児の数を4で除して得た数以上
- イ 児童指導員 1以上
- ウ 保育士 1以上
- (3) 栄養士 1以上

- (4) 調理員 1以上
- (5) 児童発達支援管理責任者 1以上
- 2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において日常生活を営む のに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければならない。こ の場合において、当該機能訓練担当職員の数を児童指導員及び保育士の総数に含め ることができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所には、 第1項各号に掲げる従業者のほか、次に掲げる従業者を置かなければならない。この 場合において、当該従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含め ることができる。
- (1) 言語聴覚士 指定児童発達支援の単位ごとに4以上
- (2) 機能訓練担当職員(日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合に限る。) 機能訓練を行うために必要な数
- 4 第2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第1項各号に掲げる従業者のほか、次に掲げる従業者を置かなければならない。この場合において、当該従業者の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。
- (1) 看護師 1以上
- (2) 機能訓練担当職員 1以上
- 5 第1項第2号ア及び第3項第1号の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。
- 6 第1項から第4項まで(第1項第1号を除く。)に規定する従業者は、専ら当該指定児童 発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指 定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障 がない場合は、第1項第3号の栄養士及び同項第4号の調理員については、併せて設 置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。 (管理者)
- 第10条 指定児童発達支援事業者は、前2条に定める従業者のほか、指定児童発達支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定児童発達支援事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、管理者を当該指定児童発達支援事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

(従たる事業所を設置する場合における特例)

第11条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものを除く。)における主たる事業所(次項において「主たる事業所」という。)と一

体的に管理運営を行う事業所(同項において「従たる事業所」という。)を設置することができる。

2 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者 (管理者及び児童発達支援管理責任者を除く。)のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ 専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

第3款 設備に関する基準

- 第12条 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものを除く。)においては、指導訓練室のほか、指定児童発達支援の提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。
- 2 前項の指導訓練室においては、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。
- 3 第1項の設備、備品等は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- 第13条 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。)においては、指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場(指定児童発達支援事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。以下この項において同じ。)、医務室、相談室、調理室及び便所並びに指定児童発達支援の提供に必要な設備、備品等を設けなければならない。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所においては、遊戯室、屋外遊戯場、医務室及び相談室は、障害児の支援に支障がない場合は、設けないことができる。
- 2 前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。ただし、主として難聴児を通わせる 指定児童発達支援事業所又は主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援 事業所においては、この限りでない。
- (1) 指導訓練室
- ア 定員は、おおむね 10 人とすること。
- イ 障害児1人当たりの床面積は、2.47平方メートル以上とすること。
- (2) 遊戯室 障害児1人当たりの床面積は、1.65 平方メートル以上とすること。
- 3 第1項に規定する設備のほか、主として知的障害のある児童を通わせる指定児童発達 支援事業所には静養室を、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所には聴 力検査室を設けなければならない。
- 4 第1項及び前項に規定する設備は、専ら当該指定児童発達支援事業所の用に供する ものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、併せて設置する 他の社会福祉施設の設備を兼用することができる。

第4款 運営に関する基準

(利用定員)

第 14 条 指定児童発達支援事業所の利用定員は、10 人以上とする。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所においては、利用定員を5人以上とすることができる。

(内容及び手続の説明及び同意)

- 第15条 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定保護者が指定児童発達支援の利用の申込みを行ったときは、当該申込みを行った通所給付決定保護者(以下この款において「利用申込者」という。)に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第40条に規定する規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定児童発達支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。
- 2 指定児童発達支援事業者は、社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付等を行う場合は、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

(契約支給量の報告等)

- 第16条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供するときは、当該指定児童発達支援の内容、通所給付決定保護者に提供することを契約した指定児童発達支援の量(次項において「契約支給量」という。)その他の必要な事項(第3項及び第4項において「通所受給者証記載事項」という。)を当該通所給付決定保護者の通所受給者証に記載しなければならない。
- 2 契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の支給量を超えてはならない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用に係る契約をしたときは、通 所受給者証記載事項その他の必要な事項を本市に対し遅滞なく報告しなければならない。
- 4 前3項の規定は、通所受給者証記載事項を変更する場合について準用する。 (提供拒否の禁止)
- 第17条 指定児童発達支援事業者は、正当な理由がなく、指定児童発達支援の提供を拒んではならない。

(連絡調整に対する協力)

- 第 18 条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用について本市又は障害児相談支援事業者が行う連絡調整に、できる限り協力しなければならない。 (サービス提供困難時の対応)
- 第19条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の通常の事業の実施地域(当該指定児童発達支援事業所において通常時に指定児童発達支援を提供する地域をいう。以下この款において同じ。)等を勘案し、利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な指定児童発達支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指

定児童発達支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格の確認)

第20条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供を求められた場合は、 通所給付決定保護者が提示する通所受給者証によって、通所給付決定の有無、通所 給付決定をされた指定通所支援の種類、通所給付決定の有効期間、支給量等を確認し なければならない。

(障害児通所給付費の支給の申請に係る援助)

- 第21条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援に係る通所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに障害児 通所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。
- 2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援に係る通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う障害児通所給付費の 支給申請について、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第22条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(指定障害児通所支援事業者等との連携等)

- 第 23 条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、本市又は他のサービス提供者との密接な連携に努めなければならない。
- 2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供の終了に際しては、障害児又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、本市又は他のサービス提供者との密接な連携に努めなければならない。

(サービスの提供の記録)

- 第24条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供したときは、当該指定児童発達支援の提供日、内容その他必要な事項を当該指定児童発達支援の提供の都度記録しなければならない。
- 2 指定児童発達支援事業者は、前項の規定による記録を行うときは、指定児童発達支援 を提供したことについて、通所給付決定保護者から確認を受けなければならない。 (通所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)
- 第25条 指定児童発達支援事業者は、その使途が直接通所給付決定に係る障害児の便益を向上させるものであって、指定児童発達支援を提供する通所給付決定保護者に支払を求めることが適当である金銭に限り、当該通所給付決定保護者に対し支払を求めることができる。

2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに通所給付決定保護者に金銭の支払を求める理由について、書面によって明らかにするとともに、通所給付決定保護者に対して説明を行い、その同意を得なければならない。ただし、次条第1項から第3項までに規定する支払については、この限りでない。

(通所利用者負担額の受領)

- 第26条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供したときは、通所給付決 定保護者から当該指定児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものと する。
- 2 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供した ときは、通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基 準額の支払を受けるものとする。
- 3 指定児童発達支援事業者は、前2項に規定する額のほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号(第1号においては、児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所に係るものに限る。)に掲げる費用の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。
- (1) 食事の提供に要する費用
- (2) 日用品費
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 前項第1号に掲げる費用については、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の 人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所支援基準」という。)第23条第4項の厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- 5 指定児童発達支援事業者は、第1項から第3項までに規定する支払を受けた場合は、 当該支払に係る領収証を当該支払を行った通所給付決定保護者に対し交付しなければ ならない。
- 6 指定児童発達支援事業者は、第3項の規定によりその費用の支払を受けることができる指定児童発達支援の提供に当たっては、当該指定児童発達支援の内容及び費用について、あらかじめ、通所給付決定保護者に対して説明を行い、その同意を得なければならない。
 - 一部改正[平成 25 年条例7号]
 - (通所利用者負担額に係る管理)
- 第27条 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指 定児童発達支援事業者が提供する指定児童発達支援及び他の指定障害児通所支援 事業者等が提供する指定通所支援(以下この条において「他の指定通所支援」という。) を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼を受けたときは、

当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額(以下この条において「通所利用者負担額合計額」という。)を算定しなければならない。この場合において、指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額について、本市に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者等に通知しなければならない。

(障害児通所給付費の額に係る通知等)

- 第28条 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定児童発達支援に係る障害児通所給付費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費の額を通知しなければならない。
- 2 指定児童発達支援事業者は、第26条第2項の法定代理受領を行わない指定児童発達支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付しなければならない。

(指定児童発達支援の取扱方針)

- 第29条 指定児童発達支援事業者は、次条第1項に規定する通所支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定児童発達支援の提供が漫然かつ画ー的なものとならないよう配慮しなければならない。
- 2 指定児童発達支援事業所の従業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、懇切 丁寧に行うことを旨とし、通所給付決定保護者及び障害児に対し、指定児童発達支援の 提供上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、その提供する指定児童発達支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(児童発達支援計画の作成等)

- 第30条 指定児童発達支援事業所の管理者は、当該指定児童発達支援事業所の児童発達支援管理責任者に指定児童発達支援に係る通所支援計画(以下この款において「児童発達支援計画」という。)の作成に関する業務を担当させるものとする。
- 2 児童発達支援管理責任者(前項の児童発達支援管理責任者に限る。以下この款において同じ。)は、児童発達支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、置かれている環境、日常生活全般の状況等の評価を通じた、通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活、課題等の把握(以下この条において「アセスメント」という。)を行い、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。
- 3 児童発達支援管理責任者は、アセスメントを行うに当たっては、通所給付決定保護者 及び障害児に面接しなければならない。この場合において、児童発達支援管理責任者

- は、面接の趣旨を当該通所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- 4 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しなければならない。この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて児童発達支援計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。
- 5 児童発達支援管理責任者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当 者等を招集して行う会議を開催し、前項に規定する児童発達支援計画の原案の内容に ついて、意見を求めるものとする。
- 6 児童発達支援管理責任者は、第4項に規定する児童発達支援計画の原案の内容について、通所給付決定保護者及び障害児に対して説明し、文書によりその同意を得なければならない。
- 7 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成したときは、通所給付決定保護者に、当該児童発達支援計画を記載した書面を交付しなければならない。
- 8 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画について、実施状況の把握(障害児についての継続的なアセスメントを含む。次項において「モニタリング」という。)を行うとともに、障害児に係る解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上見直しを検討し、必要に応じて変更を行うものとする。
- 9 児童発達支援管理責任者は、モニタリングを行うに当たっては、通所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
- (1) 定期的に通所給付決定保護者及び障害児に面接すること。
- (2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。
- 10 第2項から第7項までの規定は、第8項に規定する児童発達支援計画の変更について 準用する。

(児童発達支援管理責任者の責務)

- 第 31 条 児童発達支援管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を 行うものとする。
- (1) 次条に規定する相談及び援助を行うこと。
- (2) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。 (相談及び援助)

- 第32条 指定児童発達支援事業者は、常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、 障害児又はその家族に対して必要な助言その他の援助を行わなければならない。 (指導、訓練等)
- 第33条 指定児童発達支援事業者は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行わなければならない。
- 2 指定児童発達支援事業者は、障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとと もに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行わなければな らない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に指導、訓練等を行わなければならない。
- 4 指定児童発達支援事業者は、常時1人以上の従業者を指導、訓練等に従事させなければならない。
- 5 指定児童発達支援事業者は、障害児に対して、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、当該障害児が利用する指定児童発達支援事業所の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせてはならない。 (食事)
- 第34条 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものに限る。第4項において同じ。)において、障害児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に 富み、障害児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。
- 2 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに障害 児の身体的状況及びし好を考慮したものでなければならない。
- 3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。
- 4 指定児童発達支援事業所においては、障害児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(その他のサービスの提供)

- 第 35 条 指定児童発達支援事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜障害児のためのレクリエーション行事を行わなければならない。
- 2 指定児童発達支援事業者は、常に障害児の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(健康管理)

第36条 指定児童発達支援事業者(児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行う者に限る。)は、常に障害児の健康の状況に注意するとともに、通所する障害児に対し、通所開始時の健康診断、少なくとも1年

に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法(昭和 33 年法律第 56 号)の規定による健康診断に準じて行わなければならない。

2 前項の指定児童発達支援事業者は、同項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定児童発達支援事業者は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

児童相談所又は医療機関における通所開 始前の健康診断	通所開始時の健康診断
障害児が通学する学校における健康診断	定期健康診断又は臨時の健康診断

3 第1項の指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものに限る。)の従業者の健康診断に当たっては、綿密な注意を払わなければならない。

(緊急時等の対応)

第37条 指定児童発達支援事業者は、現に指定児童発達支援の提供を行っている時に 障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡 その他の必要な措置を講じなければならない。

(通所給付決定保護者に関する本市への通知)

第38条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を受けている障害児に係る通 所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特例障 害児通所給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその 旨を本市に通知しなければならない。

(管理者の責務)

- 第39条 指定児童発達支援事業所の管理者は、当該指定児童発達支援事業所の他の従業者の管理、業務の管理その他の必要な管理を、一元的に行わなければならない。
- 2 指定児童発達支援事業所の管理者は、当該指定児童発達支援事業所の他の従業者にこの節の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

- 第40条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。
- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 利用定員

- (5) 指定児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービスの利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- (11) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (12) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

- 第 41 条 指定児童発達支援事業者は、障害児に対し、適切な指定児童発達支援を提供することができるよう、指定児童発達支援事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めなければならない。
- 2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の従業者によって指定児童発達支援を提供しなければならない。ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第42条 指定児童発達支援事業者は、利用定員及び指導訓練室の定員を超えて、指定児童発達支援の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

- 第43条 指定児童発達支援事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。
- 2 指定児童発達支援事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練 その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

- 第44条 指定児童発達支援事業者は、障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定児童発達支援事業者は、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 (協力医療機関)

- 第45条 指定児童発達支援事業者は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。 (掲示)
- 第46条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の見やすい場所に、第40条に規定する規程の概要、従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。 (身体拘束等の禁止)
- 第47条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、身体的 拘束その他障害児の行動を制限する行為(この款において「身体拘束等」という。)を行ってはならない。ただし、当該障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため 緊急やむを得ない場合は、この限りでない。
- 2 指定児童発達支援事業者は、前項ただし書の規定により身体拘束等を行う場合には、 その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況、緊急やむを得ない理由その他必 要な事項を記録しなければならない。

(虐待等の禁止)

第48条 指定児童発達支援事業所の従業者は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

- 第49条 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものに限る。)の管理者は、障害児に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき、又は同条第3項の規定により懲戒に関し、当該障害児の福祉のため必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱めるなどその権限を濫用してはならない。(秘密保持等)
- 第 50 条 指定児童発達支援事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た 障害児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 指定児童発達支援事業者は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知 り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければ ならない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、指定障害児入所施設等(第84条第4号に規定する指定障害児入所施設等をいう。)においてサービスを提供する者、指定障害福祉サービス事業者等(総合支援法第29条第2項に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。以下同じ。)その他の福祉サービスを提供する者等に対して障害児又はその家族に関する情報を提供するときは、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ておかなければならない。
 - 一部改正[平成25年条例7号]

(情報の提供等)

- 第51条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、その実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。
- 2 指定児童発達支援事業者は、その実施する事業について広告をする場合においては、 その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。 (利益供与等の禁止)
- 第52条 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスの事業を行う者等又はそれらの従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。
- 2 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスの事業を 行う者等又はそれらの従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、 金品その他の財産上の利益を収受してはならない。 (苦情解決)
- 第53条 指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関する障害児 又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対 応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなけれ ばならない。
- 2 指定児童発達支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関し、法第 21 条の5 の 21 第1項の規定により市長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員による質問若しくは指定児童発達支援事業者の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して市長が行う調査に協力しなければならない。この場合において、市長から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 指定児童発達支援事業者は、市長からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市長に報告しなければならない。
- 5 指定児童発達支援事業者は、運営適正化委員会が社会福祉法第85条の規定により 行う調査又はあっせんにできる限り協力しなければならない。 (地域との連携等)
- 第54条 指定児童発達支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又は地域において自発的な活動を行う団体等との連携及び協力その他の地域との交流に努めなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者(児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行うものに限る。)は、通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、障害児若しくはその家庭又は当該障害児が通い、在学し、若しくは在籍する保育所、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する幼稚園、小学校若しくは特別支援学校若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定子ども園その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じ、助言その他の必要な援助を行うよう努めなければならない。
 - 一部改正[平成27年条例7号]

(事故発生時の対応)

- 第55条 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により 事故が発生した場合は、速やかに本市、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必 要な措置を講じなければならない。
- 2 指定児童発達支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して講じた措置について、記録しなければならない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により損害を 賠償すべき事故が発生した場合は、その損害を速やかに賠償しなければならない。 (会計の区分)
- 第 56 条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに経理を区分する とともに、指定児童発達支援の事業の会計を他の事業の会計と区分しなければならな い。

(記録の整備)

- 第57条 指定児童発達支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。
- 2 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供に関する次に 掲げる記録を整備し、当該記録の作成日から5年間保存しなければならない。
- (1) 児童発達支援計画
- (2) 第24条第1項の規定による指定児童発達支援の提供の記録
- (3) 第38条の規定による本市への通知に係る記録
- (4) 第47条第2項の規定による身体拘束等の記録
- (5) 第53条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 第55条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して講じた措置の記録
- 第5款 基準該当通所支援に関する基準

追加[平成 26 年条例7号]

(従業者の員数)

- 第 57 条の2 児童発達支援に係る基準該当通所支援(以下「基準該当児童発達支援」という。)の事業を行う者(以下「基準該当児童発達支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当児童発達支援事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。
- (1) 指導員又は保育士 基準該当児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当児童発達支援の提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、次のア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上
- ア 障害児の数が 10 までのもの 2
- イ 障害児の数が 10 を超えるもの 障害児の数から 10 を減じた数を5で除して得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)に2を加えた数
- (2) 児童発達支援管理責任者 1以上
- 2 前項第1号の基準該当児童発達支援の単位は、基準該当児童発達支援であって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。 追加[平成26年条例7号] (設備)
- 第 57 条の3 基準該当児童発達支援事業所においては、指導訓練を行う場所を確保する とともに、基準該当児童発達支援の提供に必要な設備、備品等を備えなければならな い。
- 2 前項の指導訓練を行う場所においては、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。
- 3 第1項の設備、備品等は、専ら当該基準該当児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。 追加[平成26年条例7号] (利用定員)
- 第 57 条の4 基準該当児童発達支援事業所の利用定員は、10 人以上とする。 追加[平成 26 年条例7号] (準用)
- 第57条の5 第7条、第10条及び前款(第14条、第26条第1項及び第4項、第27条、第28条第1項、第34条、第36条、第49条並びに第54条第2項を除く。)の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第10条中「前2条」とあるのは「第57条の2」と、第15条第1項中「第40条」とあるのは「第57条の5において準用する第40条」と、第25条第2項ただし書中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第57条の5において準用する次条第2項及び第3項」と、第26条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第5項中「第1項から第3項まで」とあるのは「第2項及び第3項」と、第28条第2項中「第26条第2項」とあるのは「第57条の5において準用する第26条第2項」と、第29条第1項中「次条第1項」とあるのは「第57条の5において準用する第26条第2項」と、第29条第1項中「次条第1項」とあるのは「第57条の5において準用する

する次条第1項」と、第30条中「児童発達支援計画」とあるのは「基準該当児童発達支 援計画」と、第31条中「前条」とあるのは「第57条の5において準用する前条」と、同条 第1号中「次条」とあるのは「第57条の5において準用する次条」と、第46条中「第40条」 とあるのは「第57条の5において準用する第40条」と、「前条」とあるのは「第57条の5 において準用する前条」と、第 57 条第2項第2号中「第 24 条第1項」とあるのは「第 57 条の5において準用する第 24 条第1項」と、同項第3号中「第 38 条」とあるのは「第 57 条の5において準用する第 38 条」と、同項第4号中「第 47 条第2項」とあるのは「第 57 条の5において準用する第 47 条第2項」と、同項第5号中「第 53 条第2項」とあるのは 「第57条の5において準用する第53条第2項」と、同項第6号中「第55条第2項」とある のは「第57条の5において準用する第55条第2項」と読み替えるものとする。

追加[平成 26 年条例7号]

(指定生活介護事業所に関する特例)

- 第 57 条の6 次に掲げる要件を満たした指定生活介護事業者(総合支援法施行条例第8 条第1項第 17 号に規定する指定生活介護事業者をいう。)が地域において児童発達支 援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して 指定生活介護(同項第 16 号に規定する指定生活介護をいう。以下同じ。)を提供する場 合には、当該指定生活介護を基準該当児童発達支援と、当該指定生活介護を行う指定 生活介護事業所(同項第18号に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。)を基 準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この款(前条(第26条第2項、 第3項、第5項及び第6項の規定を準用する部分に限る。)を除く。)の規定は、当該指定 生活介護事業所については適用しない。
- (1) 当該指定生活介護事業所の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所が提供する 指定生活介護の利用者の数を指定生活介護の利用者の数及びこの条の規定により基 準該当児童発達支援とみなされる指定生活介護を受ける障害児の数の合計数であると した場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。
- (2) この条の規定に基づき基準該当児童発達支援とみなされる指定生活介護を受ける障 害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から 必要な技術的支援を受けていること。

追加[平成 26 年条例7号]

(指定通所介護事業所に関する特例)

第 57 条の7 次に掲げる要件を満たした指定通所介護事業者(指定居宅サービス等の事 業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サ ービス等基準」という。)第93条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。)又は指 定地域密着型通所介護事業者(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運 営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 34 号。以下「指定地域密着型サービス基 準」という。)第20条に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。)が地域におい て児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定通所介護(指定居宅サービス等基準第92条に規定する指定通所介護をいう。)又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。)(以下「指定通所介護等」という。)を提供する場合には、当該指定通所介護等を基準該当児童発達支援と、当該指定通所介護等を行う指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。)又は当該指定地域密着型通所介護を行う指定地域密着型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準第20条に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。)(以下「指定通所介護事業所等」という。)を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この款(第57条の5(第26条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定を準用する部分に限る。)を除く。)の規定は、当該指定通所介護事業所等については適用しない。

- (1) 当該指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数とこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護等を受ける障害児の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
- (2) 当該指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及びこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護等を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (3) この条の規定に基づき基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護等を受ける 障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設か ら必要な技術的支援を受けていること。
 - 追加[平成 26 年条例7号]、一部改正[平成 28 年条例9号]
 - (指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)
- 第 57 条の8 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準第 63 条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準第 171 条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第62条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。)又は指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第170条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。)のうち通いサービス(札幌市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成25 年条例第9号。以下「指定地域密着型サービス等基準条例」という。)第 83 条第1項

第1号又は第193条第1項第1号に規定する通いサービスをいう。以下同じ。)を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当児童発達支援と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この款(第57条の5(第26条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定を準用する部分に限る。)を除く。)の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

- (1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者(指定地域密着型サービス等基準条例第83条第1項第1号又は第193条第1項第1号に規定する登録者をいう。)の数と総合支援法施行条例第91条の3の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、総合支援法施行条例第137条の3の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは総合支援法施行条例第144条の3の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又はこの条の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又はこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第71条の2において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。)を29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス等基準条例第83条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)にあっては、18人)以下とすること。
- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と総合支援法施行条例第91条の3の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、総合支援法施行条例第137条の3の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは総合支援法施行条例第144条の3の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又はこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第71条の2において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。)を登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては次の表の登録定員の欄に掲げる登録定員の員数に応じ同表の利用定員の欄に定める員数、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては12人)までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26 人又は 27 人	16 人

28 人	17 人
29 人	18 人

- (3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。
- (4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模 多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスを利用する者の数を通いサービスを利用する者の数並びに<u>総合支援法施行条例第91条の3</u>の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、<u>総合支援法施行条例第137条の3</u>の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは<u>総合支援法施行条例第144条の3</u>の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又はこの条の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又はこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第71条の2において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス等基準条例第83条又は第193条に規定する基準を満たしていること。
- (5) この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービスを受ける障害 児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必 要な技術的支援を受けていること。

追加[平成 26 年条例7号]、一部改正[平成 27 年条例7号·28 年7号·9号]

第5節 指定医療型児童発達支援

第1款 基本方針

第58条 指定医療型児童発達支援の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練並びに治療を行うものでなければならない。

第2款 人員に関する基準

(従業者の員数)

- 第 59 条 指定医療型児童発達支援事業者が指定医療型児童発達支援事業所に置くべき 従業者及びその員数は、次のとおりとする。
- (1) 医療法に規定する診療所として必要とされる従業者 同法に規定する診療所として必要とされる数
- (2) 児童指導員 1以上
- (3) 保育士 1以上
- (4) 看護師 1以上
- (5) 理学療法士又は作業療法士 1以上

- (6) 児童発達支援管理責任者 1以上
- 2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定医療型児童発達支援事業所において日常生活 を営むのに必要な言語訓練等を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければなら ない。
- 3 第1項各号及び前項に規定する従業者は、専ら当該指定医療型児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、 障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職 務に従事させることができる。

(準用)

第60条 第10条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、同条中「前2条」とあるのは、「第59条」と読み替えるものとする。

第3款 設備に関する基準

- 第61条 指定医療型児童発達支援事業所の設備の基準は、次のとおりとする。
- (1) 医療法に規定する診療所として必要とされる設備を有すること。
- (2) 指導訓練室、屋外訓練場、相談室及び調理室を有すること。
- (3) 浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を有すること。
- 2 指定医療型児童発達支援事業所の階段の傾斜は、緩やかなものでなければならない。
- 3 第1項各号に掲げる設備は、専ら当該指定医療型児童発達支援の事業の用に供する ものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、同項第1号に掲 げる設備を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の設備を兼用することができる。

第4款 運営に関する基準

(利用定員)

- 第 62 条 指定医療型児童発達支援事業所の利用定員は、10 人以上とする。 (通所利用者負担額の受領)
- 第63条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を提供したときは、通所給付決定保護者から当該指定医療型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。
- 2 指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定医療型児童発達 支援を提供したときは、通所給付決定保護者から、次に掲げる費用の支払を受けるもの とする。
- (1) 当該指定医療型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額
- (2) 当該指定医療型児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療(食事療養(健康保険法 (大正 11 年法律第 70 号)第 63 条第2項第1号に規定する食事療養をいう。)を除く。以 下この款において同じ。)に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方 法の例により算定した費用の額

- 3 指定医療型児童発達支援事業者は、前2項に規定する額のほか、指定医療型児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。
- (1) 食事の提供に要する費用
- (2) 日用品費
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定医療型児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 前項第1号に掲げる費用については、指定通所支援基準第60条第4項の厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- 5 指定医療型児童発達支援事業者は、第1項から第3項までに規定する支払を受けた場合は、当該支払に係る領収証を当該支払を行った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。
- 6 指定医療型児童発達支援事業者は、第3項の規定によりその費用の支払を受けることができる指定医療型児童発達支援の提供に当たっては、当該指定医療型児童発達支援の内容及び費用について、あらかじめ、通所給付決定保護者に対して説明を行い、その同意を得なければならない。

(運営規程)

- 第64条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援事業所ごとに、 次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。
- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 利用定員
- (5) 指定医療型児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
- (6) 通常の事業の実施地域(当該指定医療型児童発達支援事業所において通常時に指定医療型児童発達支援を提供する地域をいう。以下この款において同じ。)
- (7) サービスの利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策

(準用)

- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他運営に関する重要事項

第65条 第15条から第25条まで、第27条から第39条まで、第41条から第44条まで、 第46条から第50条まで、第51条第1項、第52条から第55条まで及び第57条の規

定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第 15 条 第1項中「第40条」とあるのは「第64条」と、第19条中「実施地域(当該指定児童発達 支援事業所において通常時に指定児童発達支援を提供する地域をいう。以下この款に おいて同じ。)」とあるのは「実施地域」と、第25条第2項ただし書中「次条」とあるのは 「第 63 条」と、第 28 条第1項中「障害児通所給付費」とあるのは「障害児通所給付費又 は肢体不自由児通所医療費」と、同条第2項中「第26条第2項」とあるのは「第63条第2 項 と、第 30 条中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、第 37 条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第 38 条中「特例障害児通所給付 費」とあるのは「特例障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費」と、第 46 条中 「第40条」とあるのは「第64条」と、「体制、前条の協力医療機関」とあるのは「体制」と、 第 57 条第2項第2号中「第 24 条第1項」とあるのは「第 65 条において準用する第 24 条 第1項」と、同項第3号中「第38条」とあるのは「第65条において準用する第38条」と、 同項第4号中「第47条第2項」とあるのは「第65条において準用する第47条第2項」と、 同項第5号中「第53条第2項」とあるのは「第65条において準用する第53条第2項」と、 同項第6号中「第55条第2項」とあるのは「第65条において準用する第55条第2項」と 読み替えるものとする。

第6節 指定放課後等デイサービス

第1款 基本方針

第66条 指定放課後等デイサービスの事業は、障害児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものでなければならない。

第2款 人員に関する基準

(従業者の員数)

- **第67条** 指定放課後等デイサービス事業者が指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。
- (1) 児童指導員、保育士又は学校教育法の規定による高等学校(旧中等学校令(昭和 18 年勅令第 36 号)に基づく中等学校を含む。)若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第 90 条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの(以下「児童指導員等」という。) 指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員等の合計数が、次のア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上
- ア 障害児の数が 10 までのもの 2

- イ 障害児の数が 10 を超えるもの 障害児の数から 10 を減じた数を5で除して得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)に2を加えた数
- (2) 児童発達支援管理責任者 1以上
- 2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定放課後等デイサービス事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければならない。この場合において、当該機能訓練担当職員が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員の数を児童指導員等の合計数に含めることができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。
- (1) 嘱託医 1以上
- (2) 看護師 1以上
- (3) 児童指導員又は保育士 1以上
- (4) 機能訓練担当職員 1以上
- (5) 児童発達支援管理責任者 1以上
- 4 第1項第1号及び第2項の指定放課後等デイサービスの単位は、指定放課後等デイサービスであって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。
- 5 第1項第1号の児童指導員等のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- 6 第1項第1号の児童指導員等のうち、半数以上は、児童指導員又は保育士でなければ ならない。
- 7 第1項第2号の児童発達支援管理責任者のうち、1人以上は、専任かつ常勤でなければならない。
 - 一部改正[平成 27 年条例7号·29 年7号] (準用)
- 第68条 第10条及び第11条の規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第10条中「前2条」とあるのは、「第67条」と読み替えるものとする。

第3款 設備に関する基準

第69条 第12条の規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。

第4款 運営に関する基準

(通所利用者負担額の受領)

第70条 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスを提供したときは、通所給付決定保護者から当該指定放課後等デイサービスに係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定放課後等デイサービス事業者は、法定代理受領を行わない指定放課後等デイサービスを提供したときは、通所給付決定保護者から当該指定放課後等デイサービスに 係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。
- 3 指定放課後等デイサービス事業者は、前2項に規定する額のほか、指定放課後等デイサービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるものの支払を当該通所給付決定保護者から受けることができる。
- 4 指定放課後等デイサービス事業者は、前3項に規定する支払を受けた場合は、当該支払に係る領収証を当該支払を行った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。
- 5 指定放課後等デイサービス事業者は、第3項の規定によりその費用の支払を受けることができる指定放課後等デイサービスの提供に当たっては、当該指定放課後等デイサービスの内容及び費用について、あらかじめ、通所給付決定保護者に対して説明を行い、その同意を得なければならない。

(情報の提供等)

- **第70条の2** 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスを利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定放課後等デイサービス事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行わなければならない。
- 2 指定放課後等デイサービス事業者は、当該指定放課後等デイサービス事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。
- 3 指定放課後等デイサービス事業者は、次条において準用する第29条第3項の規定により、その提供する指定放課後等デイサービスの質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定放課後等デイサービスを利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。
- (1) 当該指定放課後等デイサービスを利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況
- (2) 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況
- (3) 指定放課後等デイサービスの事業の用に供する設備、備品等の状況
- (4) 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況
- (5) 当該指定放課後等デイサービスを利用する障害児及びその保護者に対する必要な 情報の提供、助言その他の援助の実施状況
- (6) 緊急時等における対応方法及び非常災害対策
- (7) 指定放課後等デイサービスの提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況

4 指定放課後等デイサービス事業者は、おおむね1年に1回以上、前項の規定による自らの評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

追加[平成 29 年条例7号]

(準用)

第71条 第15条から第25条まで、第27条から第33条まで、第35条、第37条から第 48 条まで、第 50 条、第 52 条、第 53 条、第 54 条第1項、第 55 条から第 57 条まで及び 第 62 条の規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合にお いて、第 15 条第1項中「第 40 条」とあるのは「第 71 条において準用する第 40 条」と、第 25条第2項ただし書中「次条」とあるのは「第70条」と、第28条第2項中「第26条第2項」 とあるのは「第70条第2項」と、第30条中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デ イサービス計画」と、第 46 条中「第 40 条」とあるのは「第 71 条において準用する第 40 条」と、「体制、前条の協力医療機関」とあるのは「体制」と、第 57 条第2項第2号中「第 24条第1項」とあるのは「第71条において準用する第24条第1項」と、同項第3号中「第 38条」とあるのは「第71条において準用する第38条」と、同項第4号中「第47条第2項」 とあるのは「第71条において準用する第47条第2項」と、同項第5号中「第53条第2項」 とあるのは「第71条において準用する第53条第2項」と、同項第6号中「第55条第2項」 とあるのは「第 71 条において準用する第 55 条第2項」と、第 62 条中「とする。」とあるの は「とする。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事 業所にあっては、利用定員を5人以上とすることができる。」と読み替えるものとする。 一部改正[平成 25 年条例7号·27 年7号·29 年7号]

第5款 基準該当通所支援に関する基準

追加[平成 26 年条例7号]

第71条の2 第10条、第15条から第25条まで、第28条第2項、第29条から第33条まで、第35条、第37条から第48条まで、第50条、第52条、第53条、第54条第1項、第55条から第57条、第57条の3及び第57条の4、第57条の6から第57条の8まで、第66条、第67条第1項、第4項及び第6項、第70条(第1項を除く。)並びに第70条の2の規定は、基準該当放課後等デイサービス(法第6条の2の2第4項に規定する放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援をいう。)の事業について準用する。この場合において、第10条中「前2条」とあるのは「第71条の2において準用する第57条の2」と、第15条第1項中「第40条」とあるのは「第71条の2において準用する第40条」と、第25条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第71条の2において準用する第70条第2項及び第3項」と、第28条第2項中「第26条第2項」とあるのは「第71条の2において準用する第70条第2項及び第3項」と、第29条第1項中「次条第1項」とあるのは「第71条の2において準用する第70条第2項」と、第30条中「児童発達支援計画」とあるのは「基準該当放課後等デイサービス計画」と、第31条中「前条」とあるのは「第71条の2におい

て準用する前条」と、同条第1号中「次条」とあるのは「第71条の2において準用する次条」と、第46条中「第40条」とあるのは「第71条の2において準用する第40条」と、第57条第2項第2号中「第24条第1項」とあるのは「第71条の2において準用する第24条第1項」と、同項第3号中「第38条」とあるのは「第71条の2において準用する第38条」と、同項第4号中「第47条第2項」とあるのは「第71条の2において準用する第47条第2項」と、同項第5号中「第53条第2項」とあるのは「第71条の2において準用する第53条第2項」と、同項第6号中「第55条第2項」とあるのは「第71条の2において準用する第55条第2項」と、第57条の6中「前条(第26条第2項、第3項、第5項及び第6項」とあるのは「第71条の2(第70条第2項から第5項まで」と、第57条の7及び第57条の8中「第57条の5(第26条第2項、第3項、第5項及び第6項」とあるのは「第71条の2において準用する第67条第1項第1号」と、同条第6項中「第1項第1号」とあるのは「第71条の2において準用する第67条第1項第1号」と、同条第6項中「第1項第1号」とあるのは「第71条の2において準用する第67条第1項第1号」と、第70条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と読み替えるものとする。

追加[平成 26 年条例7号]、一部改正[平成 26 年条例 60 号·27 年7号·29 年7号]

第7節 指定保育所等訪問支援

第1款 基本方針

第72条 指定保育所等訪問支援の事業は、障害児が障害児以外の児童との集団生活に 適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれてい る環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものでなければならない。

第2款 人員に関する基準

(従業者の員数)

- 第73条 指定保育所等訪問支援事業者が指定保育所等訪問支援事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。
- (1) 訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数
- (2) 児童発達支援管理責任者 1以上
- 2 前項第2号の児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、専ら当該指定保育所等訪問支援事業所の職務に従事する者でなければならない。 (準用)
- 第74条 第10条の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、同条中「前2条」とあるのは「第73条」と、同条ただし書中「、指定児童発達支援事業所」とあるのは、「、第73条第1項第1号の訪問支援員及び同項第2号の児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き、指定保育所等訪問支援事業所」と読み替えるものとする。

第3款 設備に関する基準

- 第75条 指定保育所等訪問支援事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定保育所等訪問支援の提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。
- 2 前項に規定する設備、備品等は、専ら当該指定保育所等訪問支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第4款 運営に関する基準

(身分を証する書類の携行)

第76条 指定保育所等訪問支援事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回 訪問時及び障害児、通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族又は訪問する施 設から求められた時は、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(通所利用者負担額の受領)

- 第77条 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援を提供したときは、通 所給付決定保護者から当該指定保育所等訪問支援に係る通所利用者負担額の支払を 受けるものとする。
- 2 指定保育所等訪問支援事業者は、法定代理受領を行わない指定保育所等訪問支援を 提供したときは、通所給付決定保護者から、当該指定保育所等訪問支援に係る指定通 所支援費用基準額の支払を受けるものとする。
- 3 指定保育所等訪問支援事業者は、前2項に規定する額のほか、通所給付決定保護者の選定により通常の事業の実施地域(当該指定保育所等訪問支援事業所において通常時に指定保育所等訪問支援を提供する地域をいう。以下この款において同じ。)以外の地域において指定保育所等訪問支援を提供する場合は、それに要した交通費の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。
- 4 指定保育所等訪問支援事業者は、前3項に規定する支払を受けた場合は、当該支払 に係る領収証を当該支払を行った通所給付決定保護者に対し交付しなければならな い。
- 5 指定保育所等訪問支援事業者は、第3項の交通費については、あらかじめ、通所給付 決定保護者に対して説明を行い、その同意を得なければならない。 (運営規程)
- 第78条 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援事業所ごとに、次に 掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。
- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定保育所等訪問支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類 及びその額

- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) サービスの利用に当たっての留意事項
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (9) その他運営に関する重要事項 (準用)
- 第79条 第15条から第25条まで、第27条から第33条まで、第35条、第37条から第39条まで、第41条、第44条、第46条から第48条まで、第50条から第53条まで、第54条第1項及び第55条から第57条までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第15条第1項中「第40条」とあるのは「第78条」と、第19条中「実施地域(当該指定児童発達支援事業所において通常時に指定児童発達支援を提供する地域をいう。以下この款において同じ。)」とあるのは「実施地域」と、第25条第2項ただし書中「次条」とあるのは「第77条」と、第28条第2項中「第26条第2項」とあるのは「第77条」と、第28条第2項中「第26条第2項」とあるのは「第77条第2項」と、第30条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第46条中「第40条」とあるのは「第78条」と、「体制、前条の協力医療機関」とあるのは「体制」と、第57条第2項第2号中「第24条第1項」とあるのは「第79条において準用する第24条第1項」と、同項第3号中「第38条」とあるのは「第79条において準用する第38条」と、同項第4号中「第47条第2項」とあるのは「第79条において準用する第53条第2項」と、同項第5号中「第53条第2項」とあるのは「第79条において準用する第55条第2項」と、同項第6号中「第55条第2項」とあるのは「第79条において準用する第55条第2項」と、同項第6号中「第55条第2項」とあるのは「第79条において準用する第55条第2項」と読み替えるものとする。

第8節 多機能型事業所に関する特例

(従業者の員数に関する特例)

第80条 多機能型事業所(この章に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。)に係る事業を行う者に対する第8条第1項、第2項及び第4項、第9条、第59条、第67条第1項、第2項及び第4項並びに第73条第1項の規定の適用については、第8条第1項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「指定通所支援」と、同条第4項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、第9条第1項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「指定通所支援」と、第9条第1項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第2号ア中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項及び第3項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」とあるのは「多機能型事業所」とあるのは「多機能型事業所」とあるのは「多機能型事業所」とあるのは「多機能型事業所」とあるのは「多機能型事業所」とあるのは「多機能型事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第5項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第6項中「指定児童発達支援」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援」と、同条第6項中「指定児童発達支援」と、同条第6項中「指定児童発達支援事業所」と、「指定児童発達支援」と、「指定児童発達支援」と、「指定児童発達支援事業所」と、「指定児童発達支援事業所」と、「指定児童発達支援事業所」と、「指定児童発達支

援の」とあるのは「指定通所支援の」と、第59条第1項から第3項までの規定中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第67条第1項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項中「指定放課後等デイサービスの」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定放課後等デイサービスの」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第4項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、第73条第1項中「指定保育所等訪問支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」とする。

- 2 利用定員の合計が 20 人未満である多機能型事業所(この章に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。)においては、第8条第5項及び第 67 条第5項の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者(管理者、児童発達支援管理責任者及び嘱託医を除く。)のうち常勤でなければならない者を1人以上とすることができる。
 - 一部改正[平成27年条例7号]

(設備に関する特例)

- 第81条 多機能型事業所においては、サービスの提供に支障を来さないよう配慮しつつ、 一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。
 - (利用定員に関する特例)
- 第82条 多機能型事業所(この章に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。)に おいては、第14条、第62条及び第71条において準用する第62条の規定にかかわら ず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事業を通じて 10人以上とすることができる。
- 2 利用定員の合計が 20 人以上である多機能型事業所(この章に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。)においては、第 14 条、第 62 条及び第 71 条において準用する第 62 条の規定にかかわらず、指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援又は指定放課後等デイサービスの利用定員を5人以上(指定児童発達支援の事業、指定医療型児童発達支援の事業又は指定放課後等デイサービスの事業を併せて行う場合にあっては、これらの事業を通じて5人以上)とすることができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所においては、第14条、第62条及び第71条において準用する第62条の規定にかかわらず、その利用定員を5人以上とすることができる。
- 4 第2項の規定にかかわらず、多機能型事業所においては、主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者につき行う生活介護(総合支援法第5条第7項に規定する生活介護をいう。)の事業を併せて行う場合においては、第14条、第62条及び第71条において準用する第62条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての事業を通じて5人以上とすることができる。

- 一部改正[平成 25 年条例7号]
- 第3章 指定障害児入所施設の指定等に係る申請者並びに指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準

第1節 総則

(この章の趣旨)

第83条 法第24条の9第2項において準用する法第21条の5の15第2項第1号(法第24条の10第4項において準用する場合を含む。第85条において同じ。)の申請者並びに法第24条の12第1項に規定する指定入所支援に従事する従業者に関する基準並びに同条第2項に規定する指定障害児入所施設等の設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。

(定義)

- **第84条** この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定める ところによる。
- (1) 障害児入所支援 法第7条第2項に規定する障害児入所支援をいう。
- (2) 指定福祉型障害児入所施設 法第 24 条の2第1項に規定する指定障害児入所施設 のうち法第 42 条第1号に規定する福祉型障害児入所施設であるものをいう。
- (3) 指定医療型障害児入所施設 法第 24 条の2第1項に規定する指定障害児入所施設 のうち法第 42 条第2号に規定する医療型障害児入所施設であるものをいう。
- (4) 指定障害児入所施設等 法第 24 条の2第1項に規定する指定障害児入所施設等をいう。
- (5) 指定入所支援 法第24条の2第1項に規定する指定入所支援をいう。
- (6) 指定入所支援費用基準額 指定入所支援に係る法第24条の2第2項第1号(法第24条の24第2項の規定により、同条第1項に規定する障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。)に掲げる額をいう。
- (7) 入所利用者負担額 法第24条の2第2項第2号(法第24条の24第2項の規定により、同条第1項に規定する障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。)に掲げる額及び障害児入所医療(法第24条の20第1項に規定する障害児入所医療をいう。以下同じ。)につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額から当該障害児入所医療につき支給された法第24条の20第1項に規定する障害児入所医療費の額を控除して得た額の合計額をいう。
- (8) 入所給付決定 法第24条の3第4項に規定する入所給付決定をいう。
- (9) 入所給付決定保護者 法第24条の3第6項に規定する入所給付決定保護者をいう。
- (10) 給付決定期間 法第 24 条の3第6項に規定する給付決定期間をいう。
- (11) 入所受給者証 法第24条の3第6項に規定する入所受給者証をいう。
- (12) 法定代理受領 法第 24 条の3第8項(法第 24 条の7第2項において準用する場合及 び法第 24 条の 24 第2項の規定により、同条第1項に規定する障害児入所給付費等の

支給について適用する場合を含む。)の規定により入所給付決定保護者に代わり本市が支払う指定入所支援に要した費用の額又は法第 24 条の 20 第3項(法第 24 条の 24 第2項の規定により、同条第1項に規定する障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。)の規定により入所給付決定保護者に代わり本市が支払う指定入所医療に要した費用の額の一部を指定障害児入所施設等の設置者が受けることをいう。

第2節 申請者

第85条 法第24条の9第2項において準用する法第21条の5の15第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。

第3節 一般原則

- 第86条 指定障害児入所施設等においては、入所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(以下この章において「入所支援計画」という。)を作成し、これに基づき障害児に対して指定入所支援を提供しなければならない。この場合において、指定入所支援の効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより、障害児に対して適切かつ効果的に指定入所支援を提供しなければならない。
- 2 指定障害児入所施設等においては、当該指定障害児入所施設等を利用する障害児の 意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定入所支援の提供に努 めなければならない。
- 3 指定障害児入所施設等においては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、本市又は他のサービス提供者との密接な連携に努めなければならない。
- 4 指定障害児入所施設等においては、当該指定障害児入所施設等を利用する障害児の 人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うと ともに、従業者に対し、研修の実施等の措置を講ずるよう努めなければならない。
- 5 指定障害児入所施設等の設置者は、その運営に当たっては、暴力団員の支配を受けてはならず、また、暴力団を利することとならないよう、暴力団の排除を行わなければならない。
 - 一部改正[平成 25 年条例6号・26 年 51 号]

第4節 指定福祉型障害児入所施設

第1款 人員に関する基準

- 第87条 指定福祉型障害児入所施設においては、管理者を置かなければならない。
- 2 前項の管理者は、専らその者が勤務する指定福祉型障害児入所施設の職務に従事しなければならない。ただし、指定福祉型障害児入所施設の管理上支障がない場合においては、当該指定福祉型障害児入所施設の他の職務又は当該指定福祉型障害児入所施設以外の施設、事業所等の職務に従事することができる。
- 3 指定福祉型障害児入所施設に置くべき管理者以外の従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、40人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっ

ては第4号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあっては第5号の調理員を置かないことができる。

- (1) 嘱託医 1以上
- (2) 看護師 次のア又はイに掲げる指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれ ア又はイに定める数
- ア 主として自閉症を主たる症状とする知的障害のある児童(以下「自閉症児」という。)を 入所させる指定福祉型障害児入所施設 おおむね障害児の数を 20 で除して得た数以 上
- イ 主として肢体不自由(法第6条の2の2第3項に規定する肢体不自由をいう。以下同じ。) のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 1以上
- (3) 児童指導員及び保育士
- ア 児童指導員及び保育士の総数 次の(ア)から(ウ)までに掲げる指定福祉型障害児入 所施設の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める数
- (ア) 主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 おおむね障害児の数を 4.3 で除して得た数以上(30人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては、当該数に1を加えた数以上)
- (イ) 主として盲児(強度の弱視児を含む。以下同じ。)又はろうあ児(強度の難聴児を含む。 以下同じ。)(以下「盲ろうあ児」という。)を入所させる指定福祉型障害児入所施設 おお むね障害児である乳幼児の数を4で除して得た数及び障害児である少年の数を5で除し て得た数の合計数以上(35人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設 にあっては、当該合計数に1を加えた数以上)
- (ウ) 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 おおむね 障害児の数を 3.5 で除して得た数以上
- イ 児童指導員 1以上
- ウ 保育士 1以上
- (4) 栄養士 1以上
- (5) 調理員 1以上
- (6) 児童発達支援管理責任者 1以上
- 4 前項各号に掲げる従業者のほか、主として自閉症児を入所させる指定福祉型障害児 入所施設である場合には医師を、指定福祉型障害児入所施設において心理指導を行う 必要があると認められる障害児5人以上に心理指導を行う場合には心理指導担当職員 を、指定福祉型障害児入所施設において職業指導を行う場合には職業指導員を置かな ければならない。
- 5 第3項各号(第1号を除く。)及び前項に規定する従業者は、専ら当該指定福祉型障害 児入所施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障が

ない場合は、第3項第4号の栄養士及び同項第5号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

- 6 指定福祉型障害児入所施設において、指定障害者支援施設(総合支援法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。次条第6項において同じ。)に係る総合支援法第29条第1項の指定を受け、かつ、指定入所支援と施設障害福祉サービス(総合支援法第5条第1項に規定する施設障害福祉サービスをいう。次条第6項において同じ。)とが同一の施設において一体的に提供されている場合については、総合支援法施行条例第189条に定める人員に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
 - 一部改正[平成 25 年条例7号 26 年 60 号]

第2款 設備に関する基準

- 第88条 指定福祉型障害児入所施設においては、居室、調理室、浴室、便所、医務室及び静養室を設けなければならない。ただし、30人未満の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設であって主として知的障害のある児童を入所させるものにおいては医務室を、30人未満の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設であって主として盲ろうあ児を入所させるものにおいては医務室及び静養室を設けないことができる。
- 2 前項に規定する設備のほか、指定福祉型障害児入所施設においては、次の各号に掲げる当該指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める設備を設けなければならない。
- (1) 主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 入所している障害児の年齢、適性等に応じた職業指導に必要な設備(以下この項において「職業指導に必要な設備」という。)
- (2) 主として盲児を入所させる指定福祉型障害児入所施設 遊戯室、訓練室、職業指導 に必要な設備、音楽に関する設備並びに浴室及び便所の手すり、特殊表示等身体の機能の不自由を助ける設備
- (3) 主としてろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設 遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備及び映像に関する設備
- (4) 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 訓練室、 屋外訓練場並びに浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備
- 3 第1項の居室の基準は、次のとおりとする。
- (1) 居室の1室の定員は、4人以下とすること。
- (2) 障害児1人当たりの床面積は、4.95 平方メートル以上とすること。
- (3) 前2号の規定にかかわらず、乳幼児のみの居室の1室の定員は6人以下とし、1人当たりの床面積は3.3 平方メートル以上とすること。
- (4) 入所している障害児の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にすること。

- 4 主として盲児又は肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設の階段の傾斜は、緩やかなものでなければならない。
- 5 第1項及び第2項各号に規定する設備は、専ら当該指定福祉型障害児入所施設の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項及び第2項各号に規定する設備(居室を除く。)については、併せて設置する他の社会福祉施設の設備を兼用することができる。
- 6 指定福祉型障害児入所施設において、指定障害者支援施設に係る総合支援法第29条第1項の指定を受け、かつ、指定入所支援と施設障害福祉サービスとが同一の施設において一体的に提供されている場合については、総合支援法施行条例第193条に定める設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
 - 一部改正[平成25年条例7号]

第3款 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

- 第89条 指定福祉型障害児入所施設の従業者は、入所給付決定保護者が指定入所支援の利用の申込みを行ったときは、当該申込みを行った入所給付決定保護者(以下この款において「利用申込者」という。)に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第117条に規定する規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定入所支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。
- 2 指定福祉型障害児入所施設の従業者は、社会福祉法第 77 条の規定に基づき書面の 交付等を行う場合は、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をし なければならない。

(提供拒否の禁止)

- 第90条 指定福祉型障害児入所施設の設置者及び従業者(以下この章において「設置者等」という。)は、正当な理由がなく、指定入所支援の提供を拒んではならない。 (あっせん、調整及び要請に対する協力)
- **第91条** 指定福祉型障害児入所施設の設置者等は、法第24条の19第2項の規定により指定入所支援の利用について本市が行うあっせん、調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(サービス提供困難時の対応)

第92条 指定福祉型障害児入所施設の従業者は、利用申込者に係る障害児が入院治療を必要とする場合その他利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格の確認)

第93条 指定福祉型障害児入所施設の従業者は、指定入所支援の提供を求められた場合は、入所給付決定保護者の提示する入所受給者証によって、入所給付決定の有無、給付決定期間等を確認しなければならない。

(障害児入所給付費の支給の申請に係る援助)

- 第94条 指定福祉型障害児入所施設の従業者は、入所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに障害児入所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。
- 2 指定福祉型障害児入所施設の従業者は、入所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、給付決定期間の終了に伴う障害児入所給付費の支給申請について、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第95条 指定福祉型障害児入所施設の従業者は、指定入所支援の提供に当たっては、 障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービ スの利用状況等の把握に努めなければならない。

(居住地の変更が見込まれる者への対応)

第96条 指定福祉型障害児入所施設の従業者は、入所給付決定保護者の居住地の変更 が見込まれる場合においては、速やかに本市に連絡しなければならない。

(入退所の記録の記載等)

- 第97条 指定福祉型障害児入所施設の従業者は、入所給付決定に係る障害児の入所又は退所に際しては、当該指定福祉型障害児入所施設の名称、入所又は退所の年月日 その他の必要な事項(次項において「入所受給者証記載事項」という。)を、当該障害児 に係る入所給付決定保護者の入所受給者証に記載しなければならない。
- 2 指定福祉型障害児入所施設の従業者は、入所受給者証記載事項を遅滞なく本市に報告しなければならない。
- 3 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、入所している障害児の数の変動が見込まれる場合においては、その旨を速やかに本市に報告しなければならない。 (サービスの提供の記録)
- 第98条 指定福祉型障害児入所施設の従業者は、指定入所支援を提供したときは、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。
- 2 指定福祉型障害児入所施設の従業者は、前項の規定による記録を行うときは、指定入 所支援を提供したことについて、入所給付決定保護者から確認を受けなければならな い。

(入所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

- 第99条 指定福祉型障害児入所施設の設置者等は、その使途が直接入所給付決定に係る障害児の便益を向上させるものであって、入所給付決定保護者に支払を求めることが 適当である金銭に限り、当該入所給付決定保護者に対し支払を求めることができる。
- 2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに入所給付決定保護者に金銭の支払を求める理由について、書面によって明らかにするとともに、当該入所給付決定保護者に対して説明を行い、その同意を得なければならない。ただし、次条第1項から第3項までに規定する支払については、この限りでない。 (入所利用者負担額の受領)
- 第 100 条 指定福祉型障害児入所施設の設置者等は、指定入所支援を提供したときは、 入所給付決定保護者から当該指定入所支援に係る入所利用者負担額の支払を受ける ものとする。
- 2 指定福祉型障害児入所施設の設置者等は、法定代理受領を行わない指定入所支援を 提供したときは、入所給付決定保護者から当該指定入所支援に係る指定入所支援費用 基準額の支払を受けるものとする。
- 3 指定福祉型障害児入所施設の設置者等は、前2項に規定する額のほか、指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を入所給付決 定保護者から受けることができる。
- (1) 食事の提供に要する費用及び光熱水費(法第 24 条の7第1項の規定により特定入所障害児食費等給付費(同項に規定する特定入所障害児食費等給付費をいう。以下同じ。)が入所給付決定保護者に支給された場合は、児童福祉法施行令(昭和 23 年政令第 74 号)第 27 条の6第1項に規定する食費等の基準費用額(法第 24 条の7第2項において準用する法第 24 条の3第8項の規定により特定入所障害児食費等給付費が入所給付決定保護者に代わり当該福祉型障害児入所施設の設置者に支払われた場合は、同令第 27 条の6第1項に規定する食費等の負担限度額)を限度とする。)
- (2) 日用品費
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定入所支援において提供される便宜に要する費用の うち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所給付決定保護 者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 前項第1号に掲げる費用については、児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の 人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第16号)第17条第4項の 厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- 5 指定福祉型障害児入所施設の設置者等は、第1項から第3項までに規定する支払を受けた場合は、当該支払に係る領収証を当該支払を行った入所給付決定保護者に対し交付しなければならない。
- 6 指定福祉型障害児入所施設の設置者等は、第3項の規定によりその費用の支払を受けることができる指定入所支援の提供に当たっては、当該指定入所支援の内容及び費

用について、あらかじめ、入所給付決定保護者に対して説明を行い、その同意を得なければならない。

(入所利用者負担額に係る管理)

第 101 条 指定福祉型障害児入所施設の設置者等は、入所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定福祉型障害児入所施設において提供される指定入所支援及び他の指定障害児入所施設等において提供される指定入所支援を受けたときは、これらの指定入所支援に係る入所利用者負担額の合計額(以下この条において「入所利用者負担額合計額」という。)を算定しなければならない。この場合において、指定福祉型障害児入所施設の設置者は、これらの指定入所支援の状況を確認の上、入所利用者負担額合計額について、本市に報告するとともに、入所給付決定保護者及び当該他の指定障害児入所施設等に通知しなければならない。

(障害児入所給付費等の額に係る通知等)

- 第102条 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、法定代理受領により指定入所支援に係る障害児入所給付費の支給を受けた場合は、入所給付決定保護者に対し、当該入所給付決定保護者に係る障害児入所給付費の額を通知しなければならない。
- 2 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、第 100 条第2項の法定代理受領を行わない 指定入所支援に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定入所支援の内容、 費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所給付決定 保護者に対して交付しなければならない。

(指定入所支援の取扱方針)

- 第103条 指定福祉型障害児入所施設の設置者等は、入所支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定入所支援の提供が 漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。
- 2 指定福祉型障害児入所施設の従業者は、指定入所支援の提供に当たっては、懇切丁 寧に行うことを旨とし、入所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項につ いて、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 3 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、その提供する指定入所支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(入所支援計画の作成等)

- 第 104 条 指定福祉型障害児入所施設の管理者は、当該指定福祉型障害児入所施設の 児童発達支援管理責任者に入所支援計画の作成に関する業務を担当させるものとす る。
- 2 児童発達支援管理責任者(前項の児童発達支援管理責任者に限る。以下この款において同じ。)は、入所支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、置かれている環境、日常生活全般の状況等の評価を通じた、入所給付決定保護者及び障害児の希望する生活、課題等の把握(以下この条において「アセ

- スメント」という。)を行い、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。
- 3 児童発達支援管理責任者は、アセスメントを行うに当たっては、入所給付決定保護者 及び障害児に面接しなければならない。この場合において、児童発達支援管理責任者 は、面接の趣旨を当該入所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を 得なければならない。
- 4 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、入所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定入所支援の具体的内容、指定入所支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した入所支援計画の原案を作成しなければならない。
- 5 児童発達支援管理責任者は、障害児に対する指定入所支援の提供に当たる担当者等 を招集して行う会議を開催し、前項に規定する入所支援計画の原案の内容について、 意見を求めるものとする。
- 6 児童発達支援管理責任者は、第4項に規定する入所支援計画の原案の内容について、 入所給付決定保護者及び障害児に対して説明し、文書によりその同意を得なければな らない。
- 7 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画を作成したときは、入所給付決定保護者に、当該入所支援計画を記載した書面を交付しなければならない。
- 8 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画について、実施状況の把握(障害児についての継続的なアセスメントを含む。次項において「モニタリング」という。)を行うとともに、 障害児に係る解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上見直しを検討し、必要に応じて変更を行うものとする。
- 9 児童発達支援管理責任者は、モニタリングを行うに当たっては、入所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
- (1) 定期的に入所給付決定保護者及び障害児に面接すること。
- (2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。
- 10 第2項から第7項までの規定は、第8項に規定する入所支援計画の変更について準用する。

(児童発達支援管理責任者の責務)

- 第 105 条 児童発達支援管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を 行うものとする。
- (1) 次条に規定する検討及び必要な援助並びに第107条に規定する相談及び援助を行うこと。
- (2) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(検討等)

- 第 106 条 指定福祉型障害児入所施設の従業者は、障害児について、その心身の状況等に照らし、指定通所支援、総合支援法第 29 条第1項に規定する指定障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスを利用することにより、当該障害児が居宅において日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、居宅において日常生活を営むことができると認められる障害児に対し、入所給付決定保護者及び障害児の希望等を勘案し、必要な援助を行わなければならない。
 - 一部改正[平成 25 年条例7号]

(相談及び援助)

第 107 条 指定福祉型障害児入所施設の従業者は、常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、障害児又はその家族に対して必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(指導、訓練等)

- 第 108 条 指定福祉型障害児入所施設の従業者は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行わなければならない。
- 2 指定福祉型障害児入所施設の従業者は、障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて生活指導を 行わなければならない。
- 3 指定福祉型障害児入所施設の従業者は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り 健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に指導、訓練等を行わなければなら ない。
- 4 指定福祉型障害児入所施設の管理者は、常時1人以上の従業者を指導、訓練等に従事させなければならない。
- 5 指定福祉型障害児入所施設の管理者は、障害児に対して、当該障害児に係る入所給付決定保護者の負担により、当該指定福祉型障害児入所施設の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせてはならない。

(食事)

- 第 109 条 指定福祉型障害児入所施設において、障害児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、障害児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。
- 2 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに障害 児の身体的状況及びし好を考慮したものでなければならない。
- 3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。

4 指定福祉型障害児入所施設においては、障害児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(その他のサービスの提供)

- **第 110 条** 指定福祉型障害児入所施設においては、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜 障害児のためのレクリエーション行事を行わなければならない。
- 2 指定福祉型障害児入所施設の従業者は、障害児が日常生活を営む上で必要な行政 機関に対する手続等について、当該障害児又はその家族が行うことが困難である場合 は、入所給付決定保護者の同意を得て代わって行わなければならない。
- 3 指定福祉型障害児入所施設の設置者等は、常に障害児の家族との連携を図るとともに、障害児とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。 (健康管理)
- 第 111 条 指定福祉型障害児入所施設の設置者等は、常に障害児の健康の状況に注意 するとともに、入所した障害児に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期 健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法の規定による健康診断に準じて行 わなければならない。
- 2 指定福祉型障害児入所施設の設置者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定福祉型障害児入所施設の設置者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

児童相談所又は医療機関における入所前	入所時の健康診断
の健康診断	
障害児が通学する学校における健康診断	定期健康診断又は臨時の健康診断

3 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、指定福祉型障害児入所施設の従業者の健康診断に当たっては、特に入所している者の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

(緊急時等の対応)

第112条 指定福祉型障害児入所施設の従業者は、現に指定入所支援の提供を行っている時に障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡その他の必要な措置を講じなければならない。

(障害児の入院期間中の取扱い)

第113条 指定福祉型障害児入所施設の従業者は、障害児について、病院又は診療所に 入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね3月以内に退院することが見込ま れるときは、当該障害児及び当該障害児に係る入所給付決定保護者の希望等を勘案し、 必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退 院後再び当該指定福祉型障害児入所施設に円滑に入所することができるようにしなけ ればならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

- 第 114 条 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、当該指定福祉型障害児入所施設の 障害児に係る児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関 する基準第 31 条の厚生労働大臣が定める給付金(以下この条において「給付金」とい う。)の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより 管理しなければならない。
- (1) 当該障害児に係る当該金銭及びこれに準ずるもの(これらの運用により生じた収益を 含む。以下この条において「障害児に係る金銭」という。)をその他の財産と区分するこ と。
- (2) 障害児に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。
- (3) 障害児に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。
- (4) 当該障害児が退所した場合には、速やかに、障害児に係る金銭を当該障害児に取得させること。

(入所給付決定保護者に関する本市への通知)

第115条 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、指定入所支援を受けている障害児に係る入所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児入所給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を本市に通知しなければならない。

(管理者による管理等)

- 第 116 条 指定福祉型障害児入所施設の管理者は、当該指定福祉型障害児入所施設の他の従業者の管理、業務の管理その他の必要な管理を一元的に行わなければならない。
- 2 指定福祉型障害児入所施設の管理者は、当該指定福祉型障害児入所施設の他の従業者にこの節の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。 (運営規程)
- 第 117 条 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、次に掲げる施設の運営についての 重要事項に関する規程を定めなければならない。
- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入所定員
- (4) 指定入所支援の内容並びに入所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項

- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 非常災害対策
- (8) 主として入所させる障害児の障害の種類
- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (10) その他施設の運営に関する重要事項 (勤務体制の確保等)
- 第 118 条 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、障害児に対し、適切な指定入所支援 を提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めなければならない。
- 2 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、当該指定福祉型障害児入所施設の従業者によって指定入所支援を提供しなければならない。ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第 119 条 指定福祉型障害児入所施設の設置者等は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

- 第 120 条 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。
- 2 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、 救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

- 第 121 条 指定福祉型障害児入所施設の設置者等は、障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定福祉型障害児入所施設の設置者等は、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。
- 3 指定福祉型障害児入所施設の設置者等は、当該指定福祉型障害児入所施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 4 指定福祉型障害児入所施設の従業者は、障害児の希望等を勘案し、適切な方法により、障害児を入浴させ、又は清しきしなければならない。

(協力医療機関等)

- 第 122 条 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。
- 2 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(掲示)

第123条 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、当該指定福祉型障害児入所施設の 見やすい場所に、第117条に規定する規程の概要、従業者の勤務の体制、前条第1項 の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関その他の利用申込者のサービス の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(身体拘束等の禁止)

- 第 124 条 指定福祉型障害児入所施設の設置者等は、指定入所支援の提供に当たっては、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為(以下この款において「身体拘束等」という。)を行ってはならない。ただし、当該障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、この限りでない。
- 2 指定福祉型障害児入所施設の従業者は、前項ただし書の規定により身体拘束等を行 う場合には、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況、緊急やむを得ない理 由その他必要な事項を記録しなければならない。

(虐待等の禁止)

- 第125条 指定福祉型障害児入所施設の従業者は、障害児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (懲戒に係る権限の濫用禁止)
- 第 126 条 指定福祉型障害児入所施設の管理者は、障害児に対し法第 47 条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき、又は同条第3項の規定により懲戒に関し、当該障害児の福祉のため必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱めるなどその権限を濫用してはならない。

(秘密保持等)

- 第 127 条 指定福祉型障害児入所施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り 得た障害児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 指定福祉型障害児入所施設の設置者等は、法第21条の5の3第1項に規定する指定 障害児通所支援事業者、指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提 供する者等に対して障害児又はその家族に関する情報を提供するときは、あらかじめ文 書により当該障害児又はその家族の同意を得ておかなければならない。 (情報の提供等)

- 第 128 条 指定福祉型障害児入所施設の設置者等は、当該指定福祉型障害児入所施設に入所しようとする障害児が、適切かつ円滑に入所できるように、その実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。
- 2 指定福祉型障害児入所施設の設置者等は、当該指定福祉型障害児入所施設について広告をする場合においては、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

- 第 129 条 指定福祉型障害児入所施設の設置者等は、障害児相談支援事業者等(第4条 第 15 号の障害児相談支援事業者等をいう。次項において同じ。)、障害福祉サービスの 事業を行う者等又はそれらの従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定福 祉型障害児入所施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。
- 2 指定福祉型障害児入所施設の設置者等は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスの事業を行う者等又はそれらの従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。 (苦情解決)
- 第130条 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、その提供した指定入所支援に関する 障害児又は入所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ 適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講 じなければならない。
- 2 指定福祉型障害児入所施設の従業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦 情の内容等を記録しなければならない。
- 3 指定福祉型障害児入所施設の設置者等は、その提供した指定入所支援に関し、法第 24条の15第1項の規定により市長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若 しくは提示の命令又は当該職員による質問若しくは指定福祉型障害児入所施設の設備 若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は入所給付決定保護者そ の他の当該障害児の家族からの苦情に関して市長が行う調査に協力しなければならな い。この場合において、市長から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、市長からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市長に報告しなければならない。
- 5 指定福祉型障害児入所施設の設置者等は、運営適正化委員会が社会福祉法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しなければならない。 (地域との連携等)

第 131 条 指定福祉型障害児入所施設の設置者等は、その運営に当たっては、地域住民 又は地域において自発的な活動を行う団体等との連携及び協力その他の地域との交流 に努めなければならない。

(事故発生時の対応)

- 第 132 条 指定福祉型障害児入所施設の設置者等は、障害児に対する指定入所支援の 提供により事故が発生した場合は、速やかに本市、当該障害児の家族等に連絡を行う とともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定福祉型障害児入所施設の従業者は、前項の事故の状況及び事故に際して講じた措置について、記録しなければならない。
- 3 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、障害児に対する指定入所支援の提供により 損害を賠償すべき事故が発生した場合は、その損害を速やかに賠償しなければならな い。

(会計の区分)

第 133 条 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、当該指定福祉型障害児入所施設の 事業の会計を他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

- 第 134 条 指定福祉型障害児入所施設の設置者等は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。
- 2 指定福祉型障害児入所施設の設置者等は、障害児に対する指定入所支援の提供に 関する次に掲げる記録を整備し、当該記録の作成日から5年間保存しなければならな い。
- (1) 入所支援計画
- (2) 第98条第1項の規定による指定入所支援の提供の記録
- (3) 第115条の規定による本市への通知に係る記録
- (4) 第 124 条第2項の規定による身体拘束等の記録
- (5) 第130条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 第132条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して講じた措置の記録
- 第5節 指定医療型障害児入所施設
- 第1款 人員に関する基準
 - 第135条 指定医療型障害児入所施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。
 - (1) 医療法に規定する病院として必要とされる従業者 同法に規定する病院として必要とされる数
 - (2) 児童指導員及び保育士
 - ア 児童指導員及び保育士の総数 次の(ア)又は(イ)に掲げる指定医療型障害児入所施 設の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める数

- (ア) 主として自閉症児を入所させる指定医療型障害児入所施設 おおむね障害児の数を 6.7 で除して得た数以上
- (イ) 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設 おおむね 障害児である乳幼児の数を 10 で除して得た数及び障害児である少年の数を 20 で除して得た数の合計数以上
- イ 児童指導員 1以上
- ウ 保育士 1以上
- (3) 心理指導を担当する職員 1以上(主として重症心身障害児を入所させる指定医療型 障害児入所施設に限る。)
- (4) 理学療法士又は作業療法士 1以上(主として肢体不自由のある児童又は重症心身障害児を入所させる指定医療型障害児入所施設に限る。)
- (5) 児童発達支援管理責任者 1以上
- 2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定医療型障害児入所施設(主として肢体不自由のある児童を入所させるものに限る。)において職業指導を行う場合には、職業指導員を置かなければならない。
- 3 第1項各号に掲げる従業者は、専ら当該指定医療型障害児入所施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。
- 4 指定医療型障害児入所施設において、療養介護(総合支援法第5条第6項に規定する療養介護をいう。以下この項及び次条第5項において同じ。)に係る指定障害福祉サービス事業者(総合支援法第 29 条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。次条第5項において同じ。)についての総合支援法第 36 条第1項の指定を受け、かつ、指定入所支援と療養介護とが同一の施設において一体的に提供されている場合については、総合支援法施行条例第 54 条第1項から第6項までに定める人員に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。一部改正[平成 25 年条例7号]

第2款 設備に関する基準

- 第 136 条 指定医療型障害児入所施設の設備は、次のとおりとする。
- (1) 医療法に規定する病院として必要とされる設備を有すること。
- (2) 訓練室及び浴室を有すること。
- 2 前項各号に掲げる設備のほか、指定医療型障害児入所施設において、次の各号に掲げる指定医療型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める設備を設けなければならない。ただし、第2号の義肢装具を製作する設備にあっては、他に適当な設備がある場合は、これを置かないことができる。
- (1) 主として自閉症児を入所させる指定医療型障害児入所施設 静養室

- (2) 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設 屋外訓練場、ギブス室、特殊手工芸等の作業を指導するのに必要な設備、義肢装具を製作する 設備並びに浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備
- 3 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設の階段の傾斜は、緩やかなものでなければならない。
- 4 第1項各号及び第2項各号に掲げる設備は、専ら当該指定医療型障害児入所施設が 提供する指定入所支援の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に 支障がない場合は、第1項第2号及び第2項各号に掲げる設備については、併せて設置 する他の社会福祉施設の設備を兼用することができる。
- 5 指定医療型障害児入所施設において、療養介護に係る指定障害福祉サービス事業者についての総合支援法第36条第1項の指定を受け、かつ、指定入所支援と療養介護とが同一の施設において一体的に提供されている場合については、<u>総合支援法施行条例第56条第1項</u>及び<u>第2項</u>に定める設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
 - 一部改正[平成 25 年条例7号]

第3款 運営に関する基準

(入所利用者負担額の受領)

- 第 137 条 指定医療型障害児入所施設の設置者等は、指定入所支援を提供したときは、 入所給付決定保護者から当該指定入所支援に係る入所利用者負担額の支払を受ける ものとする。
- 2 指定医療型障害児入所施設の設置者等は、法定代理受領を行わない指定入所支援を提供したときは、入所給付決定保護者から次に掲げる費用の支払を受けるものとする。
- (1) 当該指定入所支援に係る指定入所支援費用基準額
- (2) 当該障害児入所支援のうち障害児入所医療に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額
- 3 指定医療型障害児入所施設の設置者等は、前2項に規定する額のほか、指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を入所給付決 定保護者から受けることができる。
- (1) 日用品費
- (2) 前号に掲げるもののほか、指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 指定医療型障害児入所施設の設置者等は、前3項に規定する支払を受けた場合は、 当該支払に係る領収証を当該支払を行った入所給付決定保護者に対し交付しなければ ならない。

5 指定医療型障害児入所施設の設置者等は、第3項の規定によりその費用の支払を受けることができる指定入所支援の提供に当たっては、当該指定入所支援の内容及び費用について、あらかじめ、入所給付決定保護者に対して説明を行い、その同意を得なければならない。

(準用)

- 第138条 第89条から第99条まで、第101条から第121条まで、第122条第2項、第123 条から第 127 条まで、第 128 条第 1項、第 129 条から第 132 条まで及び第 134 条の規 定は、指定医療型障害児入所施設について準用する。この場合において、第89条第1 項中「第 117 条」とあるのは「第 138 条において準用する第 117 条」と、第 99 条第2項た だし書中「次条」とあるのは「第137条」と、第102条第1項中「障害児入所給付費」とある のは「障害児入所給付費又は法第24条の20第1項に規定する指定障害児入所医療費」 と、同条第2項中「第100条第2項」とあるのは「第137条第2項」と、第105条第1号中 「次条」とあるのは「第 138 条において準用する次条」と、「第 107 条」とあるのは「第 138 条において準用する第 107 条」と、第 112 条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機 関」と、第 115 条中「障害児入所給付費」とあるのは「障害児入所給付費又は法第 24 条 の20第1項に規定する障害児入所医療費」と、第122条第2項中「指定福祉型障害児入 所施設」とあるのは「指定医療型障害児入所施設(主として自閉症児を受け入れるもの を除く。)」と、第 123 条中「第 117 条」とあるのは「第 138 条において準用する第 117 条」 と、「前条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」とあるのは「第 138 条において準用する前条第2項の協力歯科医療機関」と、第 134 条第2項第2号中 「第 98 条第1項」とあるのは「第 138 条において準用する第 98 条第1項」と、同項第3号 中「第115条」とあるのは「第138条において準用する第115号」と、同項第4号中「第124 条第2項」とあるのは「第 138 条において準用する第 124 条第2項」と、同項第5号中「第 130条第2項」とあるのは「第138条において準用する第130条第2項」と、同項第6号中 「第 132 条第2項」とあるのは「第 138 条において準用する第 132 条第2項」と読み替える ものとする。
- 第3章の2 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 追加[平成 26 年条例 51 号]

第1節 総則

追加[平成 26 年条例 51 号] (この章の趣旨)

第138条の2 法第34条の8の2第1項に規定する放課後児童健全育成事業の設備及び 運営に関する基準(以下この章において「最低基準」という。)については、この章の定め るところによる。

追加[平成 26 年条例 51 号]

(最低基準)

- 第138条の3 放課後児童健全育成事業(法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。以下同じ。)を行う者(以下「放課後児童健全育成事業者」という。)は、 最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させるものとする。
- 2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている放課後児童健全育成事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならないものとする。 追加[平成 26 年条例 51 号]

(一般原則)

- 第 138 条の4 放課後児童健全育成事業における支援(以下「放課後児童健全育成支援」という。)は、小学校(学校教育法に規定する小学校をいう。以下この章において同じ。)に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。
- 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業を利用する児童(以下この章において「利用者」という。)の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業 の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- 4 放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。
- 5 放課後児童健全育成事業を行う場所(以下「放課後児童健全育成事業所」という。)の 構造設備は、採光、換気等の利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分 な考慮を払って設けられなければならない。
- 6 放課後児童健全育成事業者は、その運営に当たっては、暴力団員の支配を受けてはならず、また、暴力団を利することとならないよう、暴力団の排除を行わなければならない。

追加[平成 26 年条例 51 号]

(非常災害対策)

- 第 138 条の5 放課後児童健全育成事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他 非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、これ に対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。
- 2 放課後児童健全育成事業者は、定期的に前項の訓練のうち避難及び消火に対する訓練を行わなければならない。

追加[平成 26 年条例 51 号]

(従業者の一般的要件)

第 138 条の6 放課後児童健全育成支援に従事する従業者は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

追加[平成 26 年条例 51 号]

(従業者の知識及び技能の向上等)

- 第 138 条の7 放課後児童健全育成事業所の従業者は、常に自己研さんに励み、児童の 健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければ ならない。
- 2 放課後児童健全育成事業者は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

追加[平成 26 年条例 51 号]

第2節 設備に関する基準

追加[平成 26 年条例 51 号]

- 第 138 条の8 放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに 静養するための機能を備えた区画(以下この条において「専用区画」という。)を設ける ほか、放課後児童健全育成支援の提供に必要な設備、備品等を備えなければならな い。
- 2 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね 1.65 平方メートル以上でなければならない。
- 3 専用区画及び第1項に規定する設備、備品等(次項において「専用区画等」という。)は、 放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全 育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、放課後児童健全育成支援に 支障がない場合は、この限りでない。
- 4 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。 追加[平成26年条例51号]

第3節 運営に関する基準

追加[平成 26 年条例 51 号]

(従業者)

- 第 138 条の9 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課 後児童支援員を置かなければならない。
- 2 放課後児童支援員の数は、放課後児童健全育成支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、1人を除き、補助員(放課後児童支援員が行う放課後児童健全育成支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第5項において同じ。)をもってこれに代えることができる。
- 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。

- (1) 保育士の資格を有する者
- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) 学校教育法に基づく高等学校(旧中等学校令に基づく中等学校を含む。)若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学に入学した者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者(第9号において「高等学校卒業者等」という。)であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの
- (4) 小学校又は学校教育法に規定する幼稚園、中学校、高等学校若しくは中等教育学校 の教諭となる資格を有する者
- (5) 学校教育法に基づく大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)に基づく大学を含む。次号において同じ。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (6) 学校教育法に基づく大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若 しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を 修得したことにより、同法第 102 条第2項の規定により大学院に入学した者
- (7) 学校教育法に基づく大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学 若しくは体育学を専修する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学 を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (9) 高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの
- 4 第2項の放課後児童健全育成支援の単位は、放課後児童健全育成支援であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の放課後児童健全育成支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。
- 5 放課後児童支援員及び補助員は、放課後児童健全育成支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が 20 人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の放課後児童健全育成支援に支障がない場合については、当該放課後児童支援員又は補助員は、他の職務に従事することができる。

追加[平成 26 年条例 51 号]、一部改正[平成 29 年条例7号] (利用者を平等に取り扱う原則)

第138条の10 放課後児童健全育成事業者及び当該放課後児童健全育成事業者が運営 する放課後児童健全育成事業所の従業者(以下「放課後児童健全育成事業者等」とい う。)は、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならない。

追加[平成 26 年条例 51 号]

(虐待等の禁止)

第138条の11 放課後児童健全育成事業所の従業者は、利用者に対し、児童虐待の防止等に関する法律第2条各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

追加[平成 26 年条例 51 号]

(衛生管理等)

- 第 138 条の 12 放課後児童健全育成事業者等は、利用者の使用する設備、食器等又は 飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じな ければならない。
- 2 放課後児童健全育成事業者等は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者等は、放課後児童健全育成事業所において、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。 追加「平成 26 年条例 51 号〕

(運営規程)

- 第138条の13 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。
- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 開所している日及び時間
- (4) 放課後児童健全育成支援の内容及び当該放課後児童健全育成支援の提供につき 利用者の保護者が支払うべき額
- (5) 利用定員
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) 事業の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他運営に関する重要事項

追加[平成 26 年条例 51 号]

(放課後児童健全育成事業者等が備える帳簿)

第138条の14 放課後児童健全育成事業者等は、従業者、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備し、放課後児童健全育成事業所に備え置かなければならない。

追加[平成 26 年条例 51 号]

(秘密保持等)

- 第 138 条の 15 放課後児童健全育成事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上 知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 放課後児童健全育成事業者は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

追加[平成 26 年条例 51 号]

(苦情解決)

- 第 138 条の 16 放課後児童健全育成事業者は、その提供した放課後児童健全育成支援 に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦 情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。
- 2 放課後児童健全育成事業者は、その提供した放課後児童健全育成支援に関し、本市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者等は、運営適正化委員会が社会福祉法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しなければならない。

追加[平成 26 年条例 51 号]

(開所の時間及び日数)

- 第 138 条の 17 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則として、本市における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該放課後児童健全育成事業所ごとに定めるものとする。
- (1) 小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき8時間
- (2) 小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき3時間
- 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する日数について、 1年につき250日以上を原則として、本市における児童の保護者の就労日数、小学校の 授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該放課後児童健全育成事業所ごとに定 めるものとする。

追加[平成 26 年条例 51 号]

(保護者との連絡)

第138条の18 放課後児童健全育成事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡を取り、 当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、放課後児童健全育成支援の内容等に ついて、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

追加[平成 26 年条例 51 号]

(関係機関との連携)

第 138 条の 19 放課後児童健全育成事業者は、本市、児童福祉施設(第 140 条第1号に規定する児童福祉施設をいう。)、利用者の通学する小学校等の関係機関と密接に連携して、放課後児童健全育成支援に当たらなければならない。

追加[平成 26 年条例 51 号]

(事故発生時の対応)

- 第 138 条の 20 放課後児童健全育成事業者等は、放課後児童健全育成支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに本市、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成支援の提供により損害を賠償すべき事故が発生した場合は、その損害を速やかに賠償しなければならない。

追加[平成 26 年条例 51 号]

第4節 最低基準の向上

追加[平成 26 年条例 51 号]

第 138 条の 21 市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その 監督に属する放課後児童健全育成事業者に対し、最低基準を超えて、その設備及び運 営を向上させるように勧告することができる。

追加[平成 26 年条例 51 号]

第3章の3 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

追加[平成 26 年条例 51 号]

第1節総則

追加[平成 26 年条例 51 号]

(この章の趣旨)

第 138 条の 22 法第 34 条の 16 第1項に規定する家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(以下この章において「最低基準」という。)については、この章に定めるところによる。

追加[平成 26 年条例 51 号]

(定義)

- **第 138 条の 23** この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に 定めるところによる。
- (1) 家庭的保育事業等 家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は 事業所内保育事業をいう。

- (2) 家庭的保育事業者等 家庭的保育事業等を行う者をいう。
- (3) 家庭的保育事業所等 次に掲げる場所又は事業所をいう。
- ア 第 138 条の 41 に規定する家庭的保育事業を行う場所
- イ 小規模保育事業を行う事業所(以下「小規模保育事業所」という。)
- ウ 居宅訪問型保育事業を行う事業所(以下「居宅訪問型保育事業所」という。)
- エ 事業所内保育事業を行う事業所(以下「事業所内保育事業所」という。)
- (4) 利用乳幼児 家庭的保育事業等を利用している次の者をいう。
- ア乳児
- イ 満3歳に満たない幼児
- ウ 法第6条の3第9項第2号、同条第 10 項第2号、同条第 11 項第2号又は同条第 12 項 第2号の規定に基づき保育が必要と認められる満3歳以上の児童
- (5) 家庭的保育事業 法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業をいう。
- (6) 家庭的保育者 法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。
- (7) 小規模保育事業 法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。
- (8) 小規模保育事業A型 保育に従事する者全員が保育士である小規模保育事業をいう。
- (9) 小規模保育事業B型 保育に従事する者のうち3分の2以上の者が保育士である小規模保育事業(小規模保育事業A型を除く。)をいう。
- (10) 小規模保育事業C型 小規模保育事業A型及び小規模保育事業B型以外の小規模 保育事業をいう。
- (11) 居宅訪問型保育事業 法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。
- (12) 事業所内保育事業 法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。
- (13) 保育所型事業所内保育事業 利用定員が 20 人以上の事業所内保育事業をいう。
- (14) 小規模型事業所内保育事業 利用定員が 19 人以下の事業所内保育事業をいう。 追加[平成 26 年条例 51 号]

第2節 共通基準

追加[平成 26 年条例 51 号]

(最低基準)

- 第 138 条の 24 家庭的保育事業者等は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を 向上させるものとする。
- 2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている家庭的保育事業者等においては、 最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならないものとする。

追加[平成 26 年条例 51 号]

(一般原則)

第 138 条の 25 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、当該家庭的保育事業等の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- 3 家庭的保育事業者等は、その保育の質について、自ら評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 4 家庭的保育事業者等は、その保育の質について、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。
- 5 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。次条、第 138 条の 27 第1項、第 138 条の 33、第 138 条の 34 第1項及び第5項、第 138 条の 35 並びに第 138 条の 36 第1項から第3項までにおいて同じ。)は、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために家庭的保育事業所等(居宅訪問型保育事業所を除く。次項、次条第2号、第 138 条の 33 第2項及び第3項、第 138 条の 34 第1項並びに第 138 条の 35 第1項において同じ。)に必要な設備を設けなければならない。
- 6 家庭的保育事業所等の構造設備は、採光、換気等の利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。
- 7 家庭的保育事業者等は、その運営に当たっては、暴力団員の支配を受けてはならず、 また、暴力団を利することとならないよう、暴力団の排除を行わなければならない。 追加[平成 26 年条例 51 号]

(保育所等との連携)

- 第138条の26 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号及び第187条において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。
- (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
- (2) 必要に応じて、代替保育(家庭的保育事業所等において利用乳幼児の保育に従事する者の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。)を提供すること。
- (3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業に係る利用乳幼児にあっては、第138条の59に規定するその他の乳幼児に限る。)

を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、 引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

追加[平成 26 年条例 51 号]、一部改正[平成 27 年条例 46 号]

(非常災害対策)

- 第 138 条の 27 家庭的保育事業者等は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常 災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、これに対 する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。
- 2 家庭的保育事業者等は、少なくとも毎月1回は、前項の訓練のうち避難及び消火に対する訓練を行わなければならない。

追加[平成 26 年条例 51 号]

(従業者の一般的要件)

第138条の28 家庭的保育事業所等において利用乳幼児の保育に従事する者(以下この 節において「従業者」という。)は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児 童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際につい て訓練を受けた者でなければならない。

追加[平成 26 年条例 51 号]

(従業者の知識及び技能の向上等)

- **第 138 条の 29** 従業者は、常に自己研さんに励み、法に定めるそれぞれの事業の目的を 達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。
- 2 家庭的保育事業者等は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

追加[平成 26 年条例 51 号]

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び従業者の基準)

第 138 条の 30 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等を他の社会福祉施設等と併せて設置するときは、必要に応じ当該社会福祉施設等の設備を当該家庭的保育事業所等の設備とし、又は当該社会福祉施設等の事業に従事する者を当該家庭的保育事業所等の従業者と兼ねさせることができる。ただし、保育室及び各家庭的保育事業所等に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する従業者については、この限りでない。

追加[平成 26 年条例 51 号]

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第138条の31 家庭的保育事業者等及び従業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。 追加[平成26年条例51号]

(虐待等の禁止)

第 138 条の 32 従業者は、利用乳幼児に対し、児童虐待の防止等に関する法律第2条各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

追加[平成 26 年条例 51 号]

(衛生管理等)

- 第 138 条の 33 家庭的保育事業者等及び従業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じなければならない。
- 2 家庭的保育事業者等及び従業者は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 家庭的保育事業者等及び従業者は、家庭的保育事業所等において、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。 追加[平成 26 年条例 51 号]

(食事)

- 第138条の34 家庭的保育事業者等及び従業者は、利用乳幼児に食事を提供するときは、 家庭的保育事業所等内で調理する方法(第138条の30本文の規定により、当該家庭的 保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理室にお いて調理する方法を含む。)により行わなければならない。
- 2 利用乳幼児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。
- 3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用 乳幼児の身体的状況及びし好を考慮したものでなければならない。
- 4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。
- 5 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成 に努めなければならない。

追加[平成 26 年条例 51 号]

(食事の提供の特例)

- 第 138 条の 35 市長が別に定める要件を満たす場合には、家庭的保育事業者等及び従業者は、前条第1項の規定にかかわらず、家庭的保育事業所等における利用乳幼児に対する食事の提供について、搬入施設において調理し、家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。
- 2 前項に規定する搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。
- (1) 連携施設

(2) 家庭的保育事業者等(法人に限る。)又は当該家庭的保育事業者等と関連を有する 法人として市長が認める法人が運営する小規模保育事業所、事業所内保育事業所、社 会福祉施設、医療機関等

追加[平成 26 年条例 51 号]

(利用乳幼児及び従業者の健康診断)

- 第 138 条の 36 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法の規定による健康診断に準じて行わなければならない。
- 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。
- 3 第1項に規定する健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は 利用乳幼児の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ保育の提供又は法第 24 条第6項の規定による措置を解除し、又は停止する等の必要な手続を採ることを、家 庭的保育事業者等に勧告しなければならない。
- 4 家庭的保育事業者等は、従業者の健康診断に当たっては、特に利用乳幼児の食事を調理する者について、綿密な注意を払わなければならない。

追加[平成 26 年条例 51 号]

(運営規程)

- 第 138 条の 37 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等ごとに、次に掲げる事業の 運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。
- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 提供する保育の内容
- (3) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (4) 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類及びその額並びに当該費用の支払を求める理由
- (6) 乳幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 家庭的保育事業等の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留 意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他家庭的保育事業等の運営に関する重要事項

追加[平成 26 年条例 51 号]

(家庭的保育事業所等に備える帳簿)

第138条の38 家庭的保育事業者等及び従業者は、従業者、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備し、家庭的保育事業所等に備え置かなければならない。

追加[平成 26 年条例 51 号]

(秘密保持等)

- 第 138 条の 39 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその 家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 家庭的保育事業者等は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得 た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければ ならない。

追加[平成 26 年条例 51 号]

(苦情解決)

- 第138条の40 家庭的保育事業者等は、その提供した保育に関する利用乳幼児又はその 保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口 の設置その他の必要な措置を講じなければならない。
- 2 家庭的保育事業者等は、その提供した保育に関し、当該保育の提供又は法第 24 条第 6項の規定による措置に係る本市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は 助言に従って必要な改善を行わなければならない。

追加[平成 26 年条例 51 号]

第3節 家庭的保育事業

追加[平成 26 年条例 51 号]

(設備)

- 第 138 条の 41 家庭的保育事業は、家庭的保育者(保育士の資格を有する者に限る。以下この節において同じ。)の居宅その他の場所(利用乳幼児の居宅を除く。)であって、次に掲げる要件の全てを満たすものとして、市長が適当と認める場所(次条において「家庭的保育事業を行う場所」という。)で実施するものとする。
- (1) 利用乳幼児の保育を行う専用の部屋を設けること。
- (2) 前号の部屋の面積は、9.9 平方メートル(利用乳幼児が3人を超える場合は、9.9 平方メートルに3人を超える人数1人につき3.3 平方メートルを加えた面積)以上とすること。
- (3) 利用乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を設けること。
- (4) 衛生的な調理設備及び便所を設けること。
- (5) 同一の敷地内に利用乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭があり、又は付近にこれに代わるべき場所があること。

- (6) 前号の庭又は場所の面積は、満2歳以上の幼児1人につき、3.3 平方メートル以上とすること。
- (7) 火災報知器及び消火器を設置するとともに、消火訓練及び避難訓練を定期的に実施すること。

追加[平成 26 年条例 51 号]

(従業者)

- 第 138 条の 42 家庭的保育事業を行う場所には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。
- (1) 栄養士又は管理栄養士を置き、かつ、調理業務の全部を委託する場合
- (2) 第 138 条の 35 第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合
- 2 家庭的保育者1人が保育することができる利用乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、 家庭的保育者が家庭的保育補助者(市長が行う研修又は市長が指定する都道府県知 事その他の機関が行う研修を修了した者であって、家庭的保育者を補助するものをい う。)とともに保育する場合には、5人以下とする。

追加[平成 26 年条例 51 号]、一部改正[平成 27 年条例 46 号] (保育時間)

第 138 条の 43 家庭的保育事業における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、利用 乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、家庭的保育事業を行う 者(以下「家庭的保育事業者」という。)が定めるものとする。

追加[平成 26 年条例 51 号]

(保育の内容)

第138条の44 家庭的保育事業者は、設備運営基準第35条に規定する厚生労働大臣が 定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、利用乳幼児の心身の状況等に 応じた保育を提供しなければならない。

追加[平成 26 年条例 51 号]

(保護者との連絡)

- 第 138 条の 45 家庭的保育事業者は、常に利用乳幼児の保護者と密接な連絡を取り、保育の内容等について、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。 追加[平成 26 年条例 51 号]
- 第4節 小規模保育事業

追加[平成 26 年条例 51 号]

第1款 小規模保育事業A型

追加[平成 26 年条例 51 号]

(設備)

- **第 138 条の 46** 小規模保育事業A型を行う事業所(以下「小規模保育事業所A型」という。) の設備の基準は、次のとおりとする。
- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。
- (2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき 3.3 平方メートル以上とすること。
- (3) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- (4) 満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場(当該小規模保育事業所A型の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号において同じ。)、調理設備及び便所を設けること。
- (5) 保育室又は遊戯室の面積は前号の幼児1人につき 1.98 平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は同号の幼児1人につき 3.3 平方メートル以上とすること。
- (6) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- (7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下この条において「保育室等」という。)を2 階に設ける建物は次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次のアからクまでの要件に該当するものであること。
- ア 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同 条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。
- イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分でとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

77	ガーン できない できない 一般に対している できない できない かんしょう でんしょう かんしょう かんしょ かんしょう かんしょう かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ		
階	区分	施設又は設備	
2階	常用	(1) 屋内階段	
		(2) 屋外階段	
	避難用	(1) 建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 123 条	
		第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階 段	
		(2) 待避上有効なバルコニー	
		(3) 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の 屋外傾斜路又はこれに準ずる設備	
		(4) 屋外階段	
3階	常用	(1) 建築基準法施行令第 123 条第1項各号又は同条第3項 各号に規定する構造の屋内階段	

		(-) Fig. 1 Billion
		(2) 屋外階段
	避難用	(1) 建築基準法施行令第 123 条第1項各号又は同条第3項
		各号に規定する構造の屋内階段
		(2) 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾
		斜路又はこれに準ずる設備
		(3) 屋外階段
4階以上	常用	(1) 建築基準法施行令第 123 条第1項各号又は同条第3項
		各号に規定する構造の屋内階段
		(2) 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造
		の屋外階段
	避難用	(1) 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項
	22,2713	各号に規定する構造の屋内階段。ただし、同条第1項の
		場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から
		保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と
		階段室とは、バルコニー又は付室(階段室が同条第3項
		第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定
		する構造を有するものに限る。)を通じて連絡することと
		し、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号に該当す
		るものとする。
		(2) 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾
		斜路
		(2) 建筑其淮洪恢行合筑102条第0项及只占银宁十24集生
		(3) 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造
		の屋外階段

- ウ イの表の右欄に掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのうちの一の施設又は設備に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。
- エ 小規模保育事業所A型の調理設備(次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。 以下この号において同じ。)以外の部分と小規模保育事業所A型の調理設備の部分が 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第 112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、

暖房若しくは冷房の設備の風道が当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

- (ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。
- (イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備 の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。
- オ 小規模保育事業所A型の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げが不燃材料で行われていること。
- カ 保育室等その他利用乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、利用乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。
- キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。
- ク 小規模保育事業所A型のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が 施されていること。

追加[平成 26 年条例 51 号]、一部改正[平成 28 年条例 34 号] (従業者)

- 第 138 条の 47 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。
- (1) 栄養士又は管理栄養士を置き、かつ、調理業務の全部を委託する場合
- (2) 第 138 条の 35 第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合
- 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。
- (1) 乳児 おおむね3人につき1人
- (2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人
- (3) 満3歳以上満4歳に満たない幼児(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。) おおむね20人につき1人
- (4) 満4歳以上の児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。) おおむね30人につき1人
- 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 追加[平成 26 年条例 51 号]、一部改正[平成 27 年条例 46 号] (進用)
- **第 138 条の 48** 第 138 条の 43 から第 138 条の 45 までの規定は、小規模保育事業A型について準用する。

追加[平成 26 年条例 51 号]

第2款 小規模保育事業B型

追加[平成 26 年条例 51 号]

(従業者)

- 第 138 条の 49 小規模保育事業B型を行う事業所(以下「小規模保育事業所B型」という。) には、保育士又はその他の者であって保育に従事する者として市長が行う研修若しくは 市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を修了した者(次項において 「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号 のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。
- (1) 栄養士又は管理栄養士を置き、かつ、調理業務の全部を委託する場合
- (2) 第 138 条の 35 第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合
- 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1 を加えた数以上とし、そのうち3分の2以上は保育士とする。
- (1) 乳児 おおむね3人につき1人
- (2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人
- (3) 満3歳以上満4歳に満たない幼児(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。) おおむね20人につき1人
- (4) 満4歳以上の児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。) おおむね30人につき1人
- 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 追加[平成 26 年条例 51 号]、一部改正[平成 27 年条例 46 号] (準用)
- **第 138 条の 50** 第 138 条の 43 から第 138 条の 46 までの規定は、小規模保育事業B型について準用する。

追加[平成 26 年条例 51 号]

第3款 小規模保育事業C型

追加[平成 26 年条例 51 号]

(利用定員)

第 138 条の 51 小規模保育事業C型を行う事業所の利用定員は、6人以上 10 人以下とする。

追加[平成 26 年条例 51 号]

(準用)

第138条の52 第138条の42から第138条の46までの規定は、小規模保育事業C型について準用する。この場合において、第138条の46第5号中「の面積は前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は同号」とあるのは、「及び屋外遊戯室の面積は、前号」と読み替えるものする。

追加[平成 26 年条例 51 号]

第5節 居宅訪問型保育事業

追加[平成 26 年条例 51 号]

(居宅訪問型保育事業)

- 第138条の53 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。
- (1) 障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育
- (2) 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 34 条第5項又は同法第 46 条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育
- (3) 法第24条第6項に規定する措置に対応するために行う保育
- (4) 母子家庭等(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。)の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育事業として行われる保育(以下「居宅訪問型保育」という。)を提供する必要性が高いと市長が認める乳幼児に対する保育

追加[平成 26 年条例 51 号]

(設備及び備品)

第138条の54 居宅訪問型保育事業者は、居宅訪問型保育事業所に、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の実施に必要な設備、備品等を備えなければならない。

追加[平成 26 年条例 51 号]

(利用乳幼児の数)

第 138 条の 55 居宅訪問型保育事業において家庭的保育者1人が保育することができる利用乳幼児の数は、1人とする。

追加[平成 26 年条例 51 号]

(衛生管理等)

- 第 138 条の 56 居宅訪問型保育事業者及び居宅訪問型保育に従事する者(第3項において「居宅訪問型保育事業者等」という。)は、居宅訪問型保育事業所において、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。
- 2 居宅訪問型保育事業者は、居宅訪問型保育に従事する者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。
- 3 居宅訪問型保育事業者等は、居宅訪問型保育事業所の設備及び備品について、衛生 的な管理に努めなければならない。

追加[平成 26 年条例 51 号]

(居宅訪問型保育連携施設)

第138条の57 居宅訪問型保育事業者は、第138条の53第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、当該乳幼児が、その障害、疾病等の状態に応じ、適切

かつ専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児 入所施設(法第 42 条に規定する障害児入所施設をいう。)その他の市長が指定する施 設を適切に確保しなければならない。

追加[平成 26 年条例 51 号]

(準用)

第 138 条の 58 第 138 条の 43 から第 138 条の 45 までの規定は、居宅訪問型保育事業 について準用する。

追加[平成 26 年条例 51 号]

第6節 事業所内保育事業

追加[平成 26 年条例 51 号]

第1款 利用定員

追加[平成 26 年条例 51 号]

第138条の59 事業所内保育事業を行う者は、次の表の左欄に掲げる利用定員数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるその他の乳幼児(法第6条の3第12項第1号イ、ロ又はハに規定するその他の乳児又は幼児をいう。)の数以上の定員枠を設けなくてはならない。

利用定員数	その他の乳幼児の数
1人以上5人以下	1人
6人以上7人以下	2人
8人以上 10 人以下	3人
11 人以上 15 人以下	4人
16 人以上 20 人以下	5人
21 人以上 25 人以下	6人
26 人以上 30 人以下	7人
31 人以上 40 人以下	10 人
41 人以上 50 人以下	12 人
51 人以上 60 人以下	15 人
61 人以上	20 人

追加[平成 26 年条例 51 号]

第2款 保育所型事業所内保育事業

追加[平成 26 年条例 51 号]

(準用)

第138条の60 第138条の43から第138条の47までの規定は、保育所型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第138条の46第1号中「調理設備」とあるのは「医務室、調理室(当該保育所型事業所内保育事業を行う事業所を設置し、及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第4号において同じ。)」と、第138条の47第2項中「合計数に1を加えた数以上とする。」とあるのは「合計数以上とする。ただし、一の保育所型事業所内保育事業を行う事業所につき2人を下回ることはできない。」と、同項第3号及び第4号中「法第6条の3第10項第2号」とあるのは「法第6条の3第12項第2号」と読み替えるものする。

追加[平成 26 年条例 51 号]、一部改正[平成 27 年条例 46 号]

(連携施設に関する特例)

第138条の61 保育所型事業所内保育事業を行う者については、第138条の26第1号及び第2号の規定は、適用しない。

追加[平成 26 年条例 51 号]

第3款 小規模型事業所内保育事業

追加[平成 26 年条例 51 号]

第138条の62 第138条の43から第138条の46まで及び第138条の49の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第138条の46第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備(当該小規模型事業所内保育事業を行う事業所を設置し、及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第4号において同じ。)」と、第138条の49第2項第3号及び第4号中「法第6条の3第10項第2号」とあるのは「法第6条の3第12項第2号」と読み替えるものする。

追加[平成 26 年条例 51 号]

第7節 最低基準の向上

追加[平成 26 年条例 51 号]

第138条の63 市長は、札幌市社会福祉審議会の意見を聴き、その監督に属する家庭的保育事業者等に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

追加[平成 26 年条例 51 号]

第4章 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準

第1節 総則

(この章の趣旨)

第139条 法第45条第1項に規定する児童福祉施設の設備及び運営の基準(以下「最低基準」という。)については、この章に定めるところによる。

(定義)

第 140 条 この章及び附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童福祉施設 法第7条第1項に規定する児童福祉施設をいう。
- (2) 助産施設 法第36条に規定する助産施設をいう。
- (3) 乳児院 法第37条に規定する乳児院をいう。
- (4) 母子生活支援施設 法第38条に規定する母子生活支援施設をいう。
- (5) 保育所 法第39条第1項に規定する保育所をいう。
- (6) 児童厚生施設 法第40条に規定する児童厚生施設をいう。
- (7) 児童養護施設 法第 41 条に規定する児童養護施設をいう。
- (8) 福祉型障害児入所施設 法第42条第1号に規定する福祉型障害児入所施設をいう。
- (9) 医療型障害児入所施設 法第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設をいう。
- (10) 福祉型児童発達支援センター 法第 43 条第1号に規定する福祉型児童発達支援センターをいう。
- (11) 医療型児童発達支援センター 法第 43 条第2号に規定する医療型児童発達支援センターをいう。
- (12) 児童心理治療施設 法第 43条の2に規定する児童心理治療施設をいう。
- (13) 児童自立支援施設 法第 44 条に規定する児童自立支援施設をいう。
- (14) 児童家庭支援センター 法第 44 条の2第1項に規定する児童家庭支援センターをいう。
 - 一部改正[平成 29 年条例6号]

第2節 共通基準

(最低基準)

- 第 141 条 児童福祉施設の設置者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させるものとする。
- 2 児童福祉施設の設置者は、最低基準を理由として、現に最低基準を超えて設備を有し、 又は運営をしている当該児童福祉施設の設備又は運営を低下させてはならないものと する。

(一般原則)

- 第 142 条 児童福祉施設の設置者は、入所している者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。
- 2 児童福祉施設の設置者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該児童福祉施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- 3 児童福祉施設の設置者は、その運営の内容について、第170条、第178条、第199条、 第229条及び第239条に定めるところによるほか、自ら評価を行い、その結果を公表す るよう努めなければならない。
- 4 児童福祉施設の設置者は、法に定める当該児童福祉施設の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

- 5 児童福祉施設の構造設備は、採光、換気等の入所している者の保健衛生及びこれら の者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。
- 6 児童福祉施設の設置者は、その運営に当たっては、暴力団員の支配を受けてはならず、また、暴力団を利することとならないよう、暴力団の排除を行わなければならない。 一部改正[平成 25 年条例6号・26 年 51 号] (非常災害)
- 第143条 児童福祉施設の設置者は、当該児童福祉施設において、軽便消火器等の消火 用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体 的な計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。
- 2 児童福祉施設の設置者は、少なくとも毎月1回は、前項の訓練のうち避難及び消火に対する訓練を行わなければならない。

(職員の一般的要件)

第 144 条 児童福祉施設に入所している者の保護に従事する職員(児童福祉施設の長を 含む。以下同じ。)は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業 に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受 けた者でなければならない。

(職員の知識及び技能の向上等)

- 第 145 条 児童福祉施設の職員は、常に自己研さんに励み、法に定める当該児童福祉施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。
- 2 児童福祉施設の設置者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第 146 条 児童福祉施設の設置者は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該社会福祉施設の設備を当該児童福祉施設の設備とし、又は当該社会福祉施設の職員を当該児童福祉施設の職員と兼ねさせることができる。ただし、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、この限りでない。

(入所した者を平等に取り扱う原則)

第 147 条 児童福祉施設の設置者及び職員(以下この章において「設置者等」という。)は、 入所している者について、その国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担 するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第 148 条 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第 33 条の 10 各号に掲げる 行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

- 第 149 条 児童福祉施設の長は、入所中の法第 33 条の7に規定する児童等に対し法第 47 条第1項本文の規定により親権を行う場合において懲戒を行うとき、又は同条第3項 の規定により懲戒に関し、当該児童等の福祉のため必要な措置を採るときは、身体的 苦痛を与え、人格を辱めるなどその権限を濫用してはならない。 (衛生管理等)
- 第 150 条 児童福祉施設の設置者等は、当該児童福祉施設に入所している者の使用する 設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必 要な措置を講じなければならない。
- 2 児童福祉施設の設置者等は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、 又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 児童福祉施設(助産施設、保育所及び児童厚生施設を除く。)の職員は、入所している者の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう適切に入所している者を入浴させ、又は清しきしなければならない。
- 4 児童福祉施設の設置者等は、当該児童福祉施設において、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。 (食事)
- 第151条 児童福祉施設(助産施設を除く。)の設置者等は、入所している者に食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理する方法(第146条本文の規定により、当該児童福祉施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。)により行わなければならない。
- 2 児童福祉施設に入所している者に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、入所している者の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。
- 3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所している者の身体的状況及びし好を考慮したものでなければならない。
- 4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。ただし、少数の 児童を対象として家庭的な環境の下で調理するときは、この限りでない。
- 5 児童福祉施設の設置者等は、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に 努めなければならない。

(入所した者及び職員の健康診断)

- 第152条 児童福祉施設(児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。第4項を除き、 以下この条において同じ。)の長は、入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも1 年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法の規定による健康 診断に準じて行わなければならない。
- 2 児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全

部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を 行わないことができる。この場合において、当該児童福祉施設の長は、それぞれ同表の 左欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

児童相談所又は医療機関における入所前 の健康診断	入所時の健康診断
児童が通学する学校における健康診断	定期健康診断又は臨時の健康診断

- 3 第1項に規定する健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は 入所した者の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ入所の措置又は助産 の実施、母子保護の実施若しくは保育の提供若しくは法第24条第4条第5項若しくは第 6項の規定による措置を解除し、又は停止する等の必要な手続を採ることを、児童福祉 施設の長に勧告しなければならない。
- 4 児童福祉施設の長は、職員の健康診断に当たっては、特に入所している者の食事を調理する者について、綿密な注意を払わなければならない。
 - 一部改正[平成 26 年条例 51 号]

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

- 第 153 条 乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設の設置者等は、入所中の児童に係る設備運営基準第 12 条の2の厚生労働大臣が定める給付金(以下この条において「給付金」という。)の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。
- (1) 当該児童に係る当該金銭及びこれに準ずるもの(これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「児童に係る金銭」という。)をその他の財産と区分すること。
- (2) 児童に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。
- (3) 児童に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。
- (4) 当該児童が退所した場合には、速やかに、児童に係る金銭を当該児童に取得させること。
 - 一部改正[平成 29 年条例6号]

(児童福祉施設内部の規程)

- 第154条 児童福祉施設(保育所を除く。)の設置者は、次に掲げる事項のうち必要な事項 について規程を定めなければならない。
- (1) 入所する者の援助に関する事項
- (2) その他施設の管理についての重要事項
- 2 保育所の設置者は、保育所ごとに、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。
- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 提供する保育の内容

- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及び額
- (6) 乳児、満3歳に満たない幼児及び満3歳以上の幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 保育所の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他運営に関する重要事項
 - 一部改正[平成 26 年条例 51 号]

(児童福祉施設に備える帳簿)

- 第 155 条 児童福祉施設の設置者等は、職員、財産、収支及び入所している者の処遇の 状況を明らかにする帳簿を整備し、当該児童福祉施設に備え置かなければならない。 (秘密保持等)
- 第 156 条 児童福祉施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又は その家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 児童福祉施設の設置者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得 た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければなら ない。

(苦情解決)

- 第157条 児童福祉施設の設置者は、当該児童福祉施設において行った援助に関し、入所している者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。
- 2 乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設の設置者は、前項の措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって当該児童福祉施設の職員以外の者を関与させなければならない。
- 3 児童福祉施設の設置者は、当該児童福祉施設において行った援助に関し、本市から 第1項の措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の提供若しくは法第24条 第5項若しくは第6項の規定による措置に係る指導又は助言を受けた場合は、当該指導 又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 児童福祉施設の設置者等は、運営適正化委員会が行う社会福祉法第 85 条第1項の 規定による調査にできる限り協力しなければならない。
 - 一部改正[平成 26 年条例 51 号•29 年6号]

第3節 助産施設

(種類)

第158条 助産施設は、第1種助産施設及び第2種助産施設とする。

- 2 第1種助産施設とは、医療法第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定 する診療所である助産施設をいう。
- 3 第2種助産施設とは、医療法第2条第1項に規定する助産所である助産施設をいう。 (入所させる妊産婦)
- 第 159 条 助産施設には、法第 22 条第1項に規定する妊産婦を入所させて、なお余裕のあるときは、その他の妊産婦を入所させることができる。

(第2種助産施設の職員)

- 第 160 条 第2種助産施設には、医療法に規定する職員のほか、1人以上の専任又は嘱託の助産師を置かなければならない。
- 2 第2種助産施設の嘱託医は、産婦人科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

(第2種助産施設と異常分べん)

第 161 条 第2種助産施設に入所した妊婦が産科手術を必要とする異常分べんをするお それのあるときは、第2種助産施設の長は、速やかに当該妊婦を第1種助産施設その 他適当な病院又は診療所に入所させる手続を採らなければならない。ただし、応急の処 置を要するときは、この限りでない。

第4節 乳児院

(設備)

(職員)

- 第 162 条 乳幼児 10 人以上を入所させる乳児院の設備の基準は、次のとおりとする。
- (1) 寝室、観察室、診察室、病室、ほふく室、相談室、調理室、浴室及び便所を設けること。
- (2) 寝室の面積は、乳幼児1人につき 2.47 平方メートル以上とすること。
- (3) 観察室の面積は、乳児1人につき 1.65 平方メートル以上とすること。
- 第 163 条 乳幼児 10 人未満を入所させる乳児院の設備の基準は、次のとおりとする。
- (1) 乳幼児の養育のための専用の室及び相談室を設けること。
- (2) 乳幼児の養育のための専用の室の面積は、1室につき 9.91 平方メートル以上とし、乳幼児1人につき 2.47 平方メートル以上とすること。
- 第164条 乳幼児10人以上を入所させる乳児院には、小児科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員(児童の早期の家庭復帰、里親委託等の支援を専門に担当する職員をいう。以下この章において同じ。)、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設においては調理員を置かないことができる。
- 2 前項の家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する 者、乳児院において乳幼児の養育に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のい ずれかに該当する者でなければならない。

- 3 第1項に規定する者のほか、心理療法を行う必要があると認められる乳幼児又はその 保護者の合計 10 人以上に心理療法を行う乳児院には、心理療法担当職員を置かなけ ればならない。
- 4 前項の心理療法担当職員は、学校教育法に基づく大学(旧大学令に基づく大学を含む。 以下この章において同じ。)において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人心理療法及び集団心理療法の技術を有するもの 又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。
- 5 第1項の看護師の数は、乳児及び満2歳に満たない幼児おおむね 1.6 人につき1人以上、満2歳以上満3歳に満たない幼児おおむね2人につき1人以上、満3歳以上の幼児おおむね4人につき1人以上(これらによる看護師の数の合計が7人未満であるときは、7人以上)とする。
- 6 前項の看護師は、保育士又は児童指導員をもってこれに代えることができる。ただし、 乳幼児 10 人を入所させる乳児院には2人以上、10 人を超える乳幼児を入所させる場合 は2人に、乳幼児がおおむね 10 人増すごとに1人ずつを加えた人数以上の看護師を置 かなければならない。
- 7 乳幼児20人以下を入所させる施設には、保育士(前項の規定により看護師に代えて置いた保育士を除く。)を1人以上置かなければならない。
- 8 第6項及び次条第2項の児童指導員の資格については、第195条の規定を準用する。 一部改正[平成26年条例51号・29年6号]
- 第 165 条 乳幼児 10 人未満を入所させる乳児院には、嘱託医、看護師、家庭支援専門相 談員及び調理員又はこれらに代わるべき者を置かなければならない。
- 2 前項の看護師の数は、7人以上とする。ただし、1人を除き、保育士又は児童指導員を もってこれに代えることができる。

(乳児院の長の資格等)

- 第166条 乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、設備運営基準第22条の2第1項の厚生労働大臣が指定する者が行う乳児院の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならない。
- (1) 医師であって、小児保健に関して学識経験を有するもの
- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) 乳児院の職員として3年以上勤務した者
- (4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる 期間の合計が3年以上であるもの又は設備運営基準第22条の2第1項第4号の厚生労 働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの

- ア 法第 12 条の3第2項第4号に規定する児童福祉司(以下「児童福祉司」という。)となる 資格を有する者にあっては、児童福祉事業(国、都道府県又は市町村の内部組織にお ける児童福祉に関する事務を含む。)に従事した期間
- イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあっては、社会福祉事業に従事した期間
- ウ 社会福祉施設の職員として勤務した期間(ア又はイに掲げる期間に該当する期間を除く。)
- 2 乳児院の長は、2年に1回以上、その資質の向上のために設備運営基準第22条の2第2項の厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(養育)

- **第 167 条** 乳児院における養育は、乳幼児の心身及び社会性の健全な発達を促進し、その人格の形成に資することとなるものでなければならない。
- 2 養育の内容は、乳幼児の年齢及び発達の段階に応じた必要な授乳、食事、排せつ、もく浴、入浴、外気浴、睡眠、遊び及び運動のほか、健康状態の把握、第 152 条第1項に規定する健康診断及び必要に応じ行う感染症等の予防処置を含むものとする。
- 3 乳児院における家庭環境の調整は、乳幼児の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるように行うものでなければならない。

(乳児の観察)

第 168 条 乳幼児 10 人以上を入所させる乳児院の長は、乳児が入所した日から、医師又は嘱託医が適当と認めた期間、当該乳児を観察室に入室させ、その心身の状況を観察 しなければならない。

(自立支援計画の策定)

第169条 乳児院の長は、第167条第1項に定める養育の目的を達成するため、入所中の個々の乳幼児について、当該乳幼児やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

(業務の質の評価等)

第 170 条 乳児院の設置者は、法第 37 条の規定により行う業務の質の評価を自ら行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(関係機関との連携)

第171条 乳児院の長は、児童相談所のほか、必要に応じて児童家庭支援センター、児童委員、保健所、市町村保健センター等の関係機関と密接に連携して、乳幼児の養育及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

第5節 母子生活支援施設

(設備等)

第 172 条 母子生活支援施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 母子室、集会、学習等を行う室及び相談室を設けること。
- (2) 母子室には、調理設備、浴室及び便所を設けること。
- (3) 母子室の面積は、30 平方メートル以上とすること。
- (4) 乳幼児を入所させる母子生活支援施設には、付近にある保育所又は児童厚生施設が利用できないなど必要があるときは、保育所に準ずる設備を設けること。
- (5) 乳幼児30人未満を入所させる母子生活支援施設には静養室を、乳幼児30人以上を入所させる母子生活支援施設には医務室及び静養室を設けること。
- 2 一の母子室には、2世帯以上入所させないこと。 (職員)
- 第 173 条 母子生活支援施設には、母子支援員(母子生活支援施設において、母子の生活支援を行う者をいう。以下同じ。)、嘱託医、少年を指導する職員及び調理員又はこれらに代わるべき者を置かなければならない。
- 2 前項に規定する者のほか、心理療法を行う必要があると認められる母子の合計 10 人 以上に心理療法を行う母子生活支援施設には、心理療法担当職員を置かなければなら ない。
- 3 前項の心理療法担当職員は、学校教育法に基づく大学において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人心理療法及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。
- 4 配偶者からの暴力を受けたこと等により個別に特別な支援を行う必要があると認められる母子に当該支援を行う場合には、個別対応職員を置かなければならない。
- 5 母子支援員の数は、母子 10 世帯以上 20 世帯未満を入所させる母子生活支援施設においては2人以上、母子 20 世帯以上を入所させる母子生活支援施設においては3人以上とする。
- 6 少年を指導する職員の数は、母子 20 世帯以上を入所させる母子生活支援施設においては、2人以上とする。

(母子生活支援施設の長の資格等)

- 第 174 条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、設備運営基準第 27 条の2第1項の厚生労働大臣が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。
- (1) 医師であって、精神保健又は小児保健に関して学識経験を有するもの
- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) 母子生活支援施設の職員として3年以上勤務した者

- (4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる 期間の合計が3年以上であるもの又は設備運営基準第27条の2第1項第4号の厚生労 働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの
- ア 児童福祉司となる資格を有する者にあっては、児童福祉事業(国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。)に従事した期間
- イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあっては、社会福祉事業に従事した期間
- ウ 社会福祉施設の職員として勤務した期間(ア又はイに掲げる期間に該当する期間を除く。)
- 2 母子生活支援施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のために設備運営基準第27条の2第2項の厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。 ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(母子支援員の資格)

- 第 175 条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。
- (1) 地方厚生局長又は地方厚生支局長(以下「地方厚生局長等」という。)が指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- (2) 保育士の資格を有する者
- (3) 社会福祉士の資格を有する者
- (4) 精神保健福祉士の資格を有する者
- (5) 学校教育法に基づく高等学校(旧中等学校令に基づく中等学校を含む。)若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学に入学した者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者(以下この章において「高等学校卒業者等」という。)であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの
 - 一部改正[平成 26 年条例 51 号]

(生活支援)

第 176 条 母子生活支援施設における生活支援は、母子を共に入所させる施設の特性を生かしつつ親子関係の再構築等及び退所後の生活の安定が図られるよう、個々の母子の家庭生活及び稼働の状況に応じ、就労、家庭生活及び児童の養育に関する相談、助言及び指導並びに関係機関との連絡調整を行う等の支援により、その自立を促進することを目的とし、かつ、その私生活を尊重して行うものでなければならない。

(自立支援計画の策定)

第 177 条 母子生活支援施設の長は、前条に定める目的を達成するため、入所中の個々の母子について、当該母子やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

(業務の質の評価等)

第178条 母子生活支援施設の設置者は、法第38条の規定により行う業務の質の評価を 自ら行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常に その改善を図らなければならない。

(保育所に準ずる設備)

- 第 179 条 次節(第 182 条第2項を除く。)の規定は、第 172 条第1項第4号の規定により 母子生活支援施設に保育所に準ずる設備を設ける場合について準用する。
- 2 前項の保育所に準ずる設備における保育士の数は、乳幼児おおむね 30 人につき1人以上とする。ただし、1人を下ることはできない。

(関係機関との連携)

第 180 条 母子生活支援施設の長は、福祉事務所、母子・父子自立支援員、児童の通学する学校、児童相談所、母子・父子福祉団体及び公共職業安定所のほか、必要に応じて児童家庭支援センター、婦人相談所等の関係機関と密接に連携して、母子の保護及び生活支援に当たらなければならない。

一部改正[平成 26 年条例 47 号]

第6節 保育所

(設備)

- 第181条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。
- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる保育所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室及びほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につきそれぞれ3.3平方メートル以上とすること。
- (3) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- (4) 満2歳以上の幼児を入所させる保育所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場(市長が特に認める場合にあっては、保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。以下同じ。)、調理室及び便所を設けること。
- (5) 保育室又は遊戯室の面積は前号の幼児1人につき 1.98 平方メートル以上とし、屋外遊戯場の面積は同号の幼児1人につき 3.3 平方メートル以上とすること。
- (6) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- (7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下この号において「乳児室等」という。)を2 階に設ける建物は次のア、イ及びカの要件に、乳児室等を3階以上に設ける建物は次のイからクまでの要件に該当するものであること。
- ア 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物(同号口に該当する建築物を除く。)であること。
- イ 乳児室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分でとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備

2階	常用	(1) 屋内階段
		(2) 屋外階段
<u></u>	避難用	(1) 建築基準法施行令第 123 条第1項各号又は同条第3 項各号に規定する構造の屋内階段。ただし、同条第1項 の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー 又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第 3号、第4号及び第 10 号に該当するものとする。
		(2) 待避上有効なバルコニー
		(3) 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の 屋外傾斜路又はこれに準ずる設備
		(4) 屋外階段
3階	常用	(1) 建築基準法施行令第 123 条第1項各号又は同条第3 項各号に規定する構造の屋内階段
		(2) 屋外階段
	避難用	(1) 建築基準法施行令第 123 条第1項各号又は同条第3 項各号に規定する構造の屋内階段。ただし、同条第1項 の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から3階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー 又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第 3号、第4号及び第 10 号に該当するものとする。
		(2) 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外 傾斜路又はこれに準ずる設備
		(3) 屋外階段
4階以上	常用	(1) 建築基準法施行令第 123 条第1項各号又は同条第3 項各号に規定する構造の屋内階段
		(2) 建築基準法施行令第 123 条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	(1) 建築基準法施行令第 123 条第1項各号又は同条第3

項各号に規定する構造の屋内階段。ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室(階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号に該当するものとする。

- (2) 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路
- (3) 建築基準法施行令第 123 条第2項各号に規定する構造の屋外階段
- ウ イの表の右欄に掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、乳児室等からそのうちの一の施設又は設備に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。
- エ 保育所の調理室(次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下この号において同じ。)以外の部分と保育所の調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房若しくは冷房の設備の風道が当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。
- (ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。
- (イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。
- オ 保育所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げが不燃材料で行われていること。
- カ 乳児室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。
- キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。
- ク 保育所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。
 - 一部改正[平成 26 年条例 51 号·28 年 34 号] (職員)

- 第 182 条 保育所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設においては、栄養士又は管理栄養士を置く場合に限り、 調理員を置かないことができる。
- 2 前項の保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上とする。ただし、一の保育所につき2人を下ることはできない。

一部改正[平成 26 年条例 51 号]

(保育時間)

- 第 183 条 保育所における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、本市における乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、保育所の長がこれを定める。 (保育の内容)
- 第 184 条 保育所における保育は、養護及び教育が一体的に行われることをその特性とし、 その内容については、設備運営基準第 35 条の厚生労働大臣が定める指針に従って行 うものでなければならない。

(保護者との連絡)

- 第 185 条 保育所の長は、常に入所している乳幼児の保護者と密接な連絡を取り、保育の内容等について、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。 (業務の質の評価等)
- **第 186 条** 保育所の設置者は、法第 39 条の規定により行う業務の質の評価を自ら行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

全部改正[平成 26 年条例 51 号]

(連携施設の確保)

第 187 条 保育所(乳幼児が小学校就学の始期に達するまで保育の提供を継続しない保育所に限る。)の設置者は、当該設置者により保育の提供を受けていた乳幼児を、当該保育の提供の終了に際して、当該乳幼児に係る保護者の希望に基づき、当該乳幼児が小学校就学の始期に達するまで、引き続き受け入れて教育又は保育を提供する連携施設を適切に確保しなければならない。

全部改正[平成27年条例46号]

第7節 児童厚生施設

(設備)

- 第 188 条 児童厚生施設の設備の基準は、次のとおりとする。
- (1) 児童遊園等の屋外の児童厚生施設には、広場、遊具及び便所を設けること。
- (2) 児童館等の屋内の児童厚生施設には、集会室、遊戯室、図書室及び便所を設けること。

(職員)

- 第 189 条 児童厚生施設には、児童の遊びを指導する者を置かなければならない。
- 2 児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。
- (1) 地方厚生局長等が指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- (2) 保育士の資格を有する者
- (3) 社会福祉士の資格を有する者
- (4) 高等学校卒業者等であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの
- (5) 学校教育法に規定する幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者
- (6) 次のいずれかに該当する者であって、市長が適当と認めたもの
- ア 学校教育法に基づく大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若 しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- イ 学校教育法に基づく大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若 しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程の単位を優秀な成績で修得し たことにより、同法第 102 条第2項の規定により大学院に入学した者
- ウ 学校教育法に基づく大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学 若しくは体育学を専修する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- エ 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学 を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(遊びの指導を行うに当たって遵守すべき事項)

第 190 条 児童厚生施設における遊びの指導は、児童の自主性、社会性及び創造性を高め、もって地域における健全育成活動の助長が図られるように行うものでなければならない。

(保護者との連絡)

第 191 条 児童厚生施設の長は、必要に応じ児童の健康及び行動について、その保護者に連絡しなければならない。

第8節 児童養護施設

(設備)

- 第192条 児童養護施設の設備の基準は、次のとおりとする。
- (1) 児童の居室、相談室、調理室、浴室及び便所を設けること。
- (2) 児童の居室の1室の定員は4人以下とし、その面積は1人につき 4.95 平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の1室の定員は6人以下とし、その面積は1人につき 3.3 平方メートル以上とすること。
- (3) 入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にすること。

- (4) 便所は、男子用と女子用とを別にすること。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。
- (5) 児童 30 人以上を入所させる児童養護施設には、医務室及び静養室を設けること。
- (6) 入所している児童の年齢、適性等に応じ職業指導に必要な設備を設けること。 (職員)
- 第 193 条 児童養護施設には、児童指導員、嘱託医、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士、調理員及び看護師を置かなければならない。ただし、児童 40 人以下を入所させる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を、乳児が入所していない施設にあっては看護師をそれぞれ置かないことができる。
- 2 前項の家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童養護施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第 13 条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。
- 3 第1項に規定する者のほか、心理療法を行う必要があると認められる児童 10 人以上に 心理療法を行う児童養護施設には、心理療法担当職員を置かなければならない。
- 4 前項の心理療法担当職員は、学校教育法に基づく大学において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人心理療法及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。
- 5 第1項に規定する者のほか、実習設備を設けて職業指導を行う児童養護施設には、職業指導員を置かなければならない。
- 6 第1項の児童指導員及び保育士の総数は、満2歳に満たない幼児おおむね 1.6 人につき1人以上、満2歳以上満3歳に満たない幼児おおむね2人につき1人以上、満3歳以上の幼児おおむね4人につき1人以上、少年おおむね 5.5 人につき1人以上とする。ただし、児童 45 人以下を入所させる施設においては、更に1人以上を加えるものとする。
- 7 第1項の看護師の数は、乳児おおむね 1.6 人につき1人以上とする。ただし、1人を下ることはできない。
 - 一部改正[平成 29 年条例6号]
 - (児童養護施設の長の資格等)
- 第194条 児童養護施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、設備運営基準第42条の2第1項の厚生労働大臣が指定する者が行う児童養護施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童養護施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。
- (1) 医師であって、精神保健又は小児保健に関して学識経験を有するもの
- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) 児童養護施設の職員として3年以上勤務した者

- (4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる 期間の合計が3年以上であるもの又は設備運営基準第42条の2第1項第4号の厚生労 働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの
- ア 児童福祉司となる資格を有する者にあっては、児童福祉事業(国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。)に従事した期間
- イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあっては、社会福祉事業に従事した期間
- ウ 社会福祉施設の職員として勤務した期間(ア又はイに掲げる期間に該当する期間を除く。)
- 2 児童養護施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のために設備運営基準第 42 条の2第2項の厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、 やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(児童指導員の資格)

- 第195条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。
- (1) 地方厚生局長等が指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) 精神保健福祉士の資格を有する者
- (4) 学校教育法に基づく大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (5) 学校教育法に基づく大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学を専修 する学科の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第 102 条第2項の規定により 大学院に入学した者
- (6) 学校教育法に基づく大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を 専修する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (7) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科 又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (8) 高等学校卒業者等であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの
- (9) 学校教育法に規定する小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であって、市長が適当と認めたもの
- (10) 3年以上児童福祉事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの 一部改正[平成 29 年条例7号] (養護)
- **第 196 条** 児童養護施設における養護は、児童に対して安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援することを目的として行うものでなければならない。

(生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整)

- 第 197 条 児童養護施設における生活指導は、児童の自主性を尊重しつつ、基本的生活 習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、かつ、将来自立した生活を 営むために必要な知識及び経験を得ることができるように行うものでなければならない。
- 2 児童養護施設における学習指導は、児童がその適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等の支援により行うものでなければならない。
- 3 児童養護施設における職業指導は、勤労の基礎的な能力及び態度を育てるとともに、 児童がその適性、能力等に応じた職業選択を行うことができるよう、適切な相談、助言、 情報の提供等及び必要に応じて行う実習、講習等の支援により行うものでなければなら ない。
- 4 児童養護施設における家庭環境の調整は、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるように行うものでなければならない。

(自立支援計画の策定)

第 198 条 児童養護施設の長は、第 196 条に定める目的を達成するため、入所中の個々の児童について、当該児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

(業務の質の評価等)

第199条 児童養護施設の設置者は、法第41条の規定により行う業務の質の評価を自ら 行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその 改善を図らなければならない。

(児童と起居を共にする職員)

第 200 条 児童養護施設の長は、児童指導員及び保育士のうち少なくとも1人を児童と起居を共にさせなければならない。

(関係機関との連携)

第201条 児童養護施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所のほか、必要に応じて児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所等の関係機関と密接に連携して、児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

第9節 福祉型障害児入所施設

(設備)

- 第 202 条 福祉型障害児入所施設の設備の基準は、次のとおりとする。
- (1) 児童の居室、調理室、浴室、便所、医務室及び静養室を設けること。ただし、児童 30 人未満を入所させる施設であって主として知的障害のある児童を入所させるものにおいては医務室を、児童 30 人未満を入所させる施設であって主として盲ろうあ児を入所させるものにおいては医務室及び静養室を設けないことができる。

- (2) 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、職業指導に必要な設備を設けること。
- (3) 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設には、次の設備を設けること。
- ア 遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備及び音楽に関する設備
- イ 浴室及び便所の手すり並びに特殊表示等身体の機能の不自由を助ける設備
- (4) 主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設には、遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備及び映像に関する設備を設けること。
- (5) 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、次の設備を設けること。
- ア 訓練室及び屋外訓練場
- イ 浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備
- (6) 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設又は主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設においては、階段の傾斜を緩やかにすること。
- (7) 児童の居室の1室の定員は、これを4人以下とし、その面積は、1人につき4.95 平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の1室の定員は、これを6人以下とし、その面積は、1人につき3.3 平方メートル以上とすること。
- (8) 入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にすること。
- (9) 便所は、男子用と女子用とを別にすること。 (職員)
- 第203条 主として知的障害のある児童(自閉症児を除く。次項及び第3項において同じ。) を入所させる福祉型障害児入所施設には、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調 理員及び児童発達支援管理責任者を置かなければならない。ただし、児童 40 人以下を 入所させる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理 員を置かないことができる。
- 2 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の嘱託医は、精神 科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。
- 3 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び 保育士の総数は、おおむね児童の数を 4.3 で除して得た数以上とする。ただし、児童 30 人以下を入所させる施設においては、更に1以上を加えるものとする。
- 4 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設には、第1項に規定する職員並びに医師及び看護師を置かなければならない。ただし、児童 40 人以下を入所させる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。
- 5 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の嘱託医については、第2項の 規定を準用する。

- 6 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数については、第3項の規定を準用する。
- 7 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の医師は、児童を対象とする精神科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。
- 8 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の看護師の数は、児童おおむね20人につき1人以上とする。
- 9 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設については、第1項の規定を 準用する。
- 10 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の嘱託医は、眼科又は耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。
- 11 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の 総数は、乳幼児おおむね4人につき1人以上、少年おおむね5人につき1人以上とする。 ただし、児童35人以下を入所させる施設においては、更に1人以上を加えるものとす る。
- 12 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、第1項に規定する職員及び看護師を置かなければならない。ただし、児童 40 人以下を入所させる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。
- 13 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、おおむね児童の数を 3.5 で除して得た数以上とする。
- 14 心理指導を行う必要があると認められる児童5人以上に心理指導を行う場合には心理指導担当職員を、職業指導を行う場合には職業指導員を置かなければならない。
- 15 心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人心理療法及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(生活指導及び学習指導)

- 第 204 条 福祉型障害児入所施設における生活指導は、児童が日常の起居の間に、当該福祉型障害児入所施設を退所した後、できる限り社会に適応するようこれを行わなければならない。
- 2 第 197 条第2項の規定は、福祉型障害児入所施設における学習指導について準用する。

(職業指導を行うに当たって遵守すべき事項)

第 205 条 福祉型障害児入所施設における職業指導は、児童の適性に応じ、児童が将来できる限り健全な社会生活を営むことができるようこれを行わなければならない。

2 前項に規定するほか、福祉型障害児入所施設における職業指導については、第 197 条第3項の規定を準用する。

(入所支援計画の作成)

第 206 条 福祉型障害児入所施設の長は、児童の保護者及び児童の意向、児童の適性、 児童の障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき児童に対して 障害児入所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することそ の他の措置を講ずることにより児童に対して適切かつ効果的に障害児入所支援を提供 しなければならない。

(児童と起居を共にする職員)

第 207 条 福祉型障害児入所施設(主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設を除く。)の長は、児童指導員及び保育士のうち少なくとも1人を児童と起居を共にさせなければならない。

(保護者等との連絡)

第 208 条 福祉型障害児入所施設の長は、児童の保護者に児童の性質及び能力を説明 するとともに、児童の通学する学校及び必要に応じ当該児童を取り扱った児童福祉司又 は児童委員と常に密接な連絡を取り、児童の生活指導、学習指導及び職業指導につき、 その協力を求めなければならない。

(心理学的診査及び精神医学的診査)

第209条 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設においては、 入所している児童を適切に保護するため、随時心理学的診査及び精神医学的診査を行 わなければならない。ただし、児童の福祉に有害な実験にわたってはならない。

(入所した児童に対する健康診断)

- 第 210 条 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設においては、第 152 条 第1項に規定する入所時の健康診断に当たり、特に盲ろうあの原因及び機能障害の状況を精密に診断し、治療可能な者については、できる限り治療しなければならない。
- 2 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設においては、第 152条第1項に規定する入所時の健康診断に当たり、整形外科的診断により肢体の機 能障害の原因及びその状況を精密に診断し、入所を継続するか否かを考慮しなければ ならない。

第10節 医療型障害児入所施設

(設備)

- 第211条 医療型障害児入所施設の設備の基準は、次のとおりとする。
- (1) 医療型障害児入所施設には、医療法に規定する病院として必要な設備のほか、訓練室及び浴室を設けること。
- (2) 主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設には、静養室を設けること。

- (3) 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設には、屋外訓練場、ギブス室、特殊手工芸等の作業を指導するために必要な設備及び義肢装具を製作する設備を設けること。ただし、義肢装具を製作する設備は、他に適当な設備がある場合は、これを設けることを要しないこと。
- (4) 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設においては、階段の傾斜を緩やかにするほか、浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を設けること。

(職員)

- 第 212 条 主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設には、医療法に規定する病院として必要な職員のほか、児童指導員、保育士及び児童発達支援管理責任者を置かなければならない。
- 2 主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、おおむね児童の数を 6.7 で除して得た数以上とする。
- 3 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設には、第1項に規 定する職員及び理学療法士又は作業療法士を置かなければならない。
- 4 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設の長及び医師は、 肢体の機能の不自由な者の療育に関して相当の経験を有する医師でなければならない。
- 5 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、乳幼児おおむね10人につき1人以上、少年おおむね20人につき1人以上とする。
- 6 主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設には、第3項に規定する 職員及び心理指導を担当する職員を置かなければならない。
- 7 主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設の長及び医師は、内科、精神科、医療法施行令(昭和23年政令第326号)第3条の2第1項第1号ハ及び二(2)の規定により神経と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、小児科、外科、整形外科又はリハビリテーション科の診療に相当の経験を有する医師でなければならない。 (入所した児童に対する健康診断)
- 第 213 条 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設においては、第 152 条第1項に規定する入所時の健康診断に当たり、整形外科的診断により肢体の機能障害の原因及びその状況を精密に診断し、入所を継続するか否かを考慮しなければならない。

(準用)

第214条 第200条、第204条、第205条及び第208条の規定は、主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設以外の医療型障害児入所施設について準用する。

- 2 第 206 条の規定は、医療型障害児入所施設について準用する。
- 3 第 209 条の規定は、主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設について準用する。
- 第 11 節 福祉型児童発達支援センター (設備)
 - 第215条 福祉型児童発達支援センターの設備の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 福祉型児童発達支援センター(主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達 支援センターを除く。以下この号において同じ。)には、指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯 場(福祉型児童発達支援センターの付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)、 医務室、相談室、調理室、便所並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品を設 けること。
 - (2) 福祉型児童発達支援センター(主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。次号において同じ。)の指導訓練室の1室の定員はこれをおおむね 10 人とし、その面積は児童1人につき 2.47 平方メートル以上とすること。
 - (3) 福祉型児童発達支援センターの遊戯室の面積は、児童1人につき 1.65 平方メートル 以上とすること。
 - (4) 主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターには、静養室を設けること。
 - (5) 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、聴力検査室を設けること。
 - (6) 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、指導訓練室、調理室、便所並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品を設けること。 (職員)
 - 第216条 福祉型児童発達支援センター(主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。次項において同じ。)には、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければならない。ただし、児童 40 人以下を通わせる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。
 - 2 福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士及び機能訓練担当職員の総数は、 おおむね児童の数を4で除して得た数以上とする。
 - 3 主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

- 4 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、第1項に規定する職員 及び言語聴覚士を置かなければならない。ただし、児童 40 人以下を通わせる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。
- 5 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、眼科又は耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。
- 6 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、言語 聴覚士及び機能訓練担当職員の総数は、おおむね児童の数を4で除して得た数以上と する。ただし、言語聴覚士の数は、4人以上でなければならない。
- 7 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、第1項に規定する職員及び看護師を置かなければならない。ただし、児童 40 人以下を通わせる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。
- 8 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、内科、精神科、医療法施行令第3条の2第1項第1号ハ及び二(2)の規定により神経と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、小児科、外科、整形外科又はリハビリテーション科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。
- 9 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、看護師及び機能訓練担当職員の総数は、おおむね児童の数を4で除して得た数以上とする。ただし、機能訓練担当職員の数は、1人以上でなければならない。 (保護者等との連絡)
- 第217条 福祉型児童発達支援センターの長は、児童の保護者に児童の性質及び能力を 説明するとともに、必要に応じ当該児童を取り扱った児童福祉司又は児童委員と常に密 接な連絡を取り、児童の生活指導につき、その協力を求めなければならない。 (入所した児童に対する健康診断)
- 第218条 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターにおいては、第152条 第1項に規定する入所時の健康診断に当たり、特に難聴の原因及び機能障害の状況を 精密に診断し、治療可能な者については、できる限り治療しなければならない。 (準用)
- 第 219 条 第 204 条第1項及び第 206 条の規定は、福祉型児童発達支援センターについて で準用する。
- 2 第 209 条の規定は、福祉型児童発達支援センターについて準用する。
- 第 12 節 医療型児童発達支援センター (設備)
 - 第 220 条 医療型児童発達支援センターの設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 医療法に規定する診療所として必要な設備のほか、指導訓練室、屋外訓練場、相談 室及び調理室を設けること。
- (2) 階段の傾斜を緩やかにするほか、浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を設けること。

(職員)

第 221 条 医療型児童発達支援センターには、医療法に規定する診療所として必要な職員のほか、児童指導員、保育士、看護師、理学療法士又は作業療法士及び児童発達支援管理責任者を置かなければならない。

(入所した児童に対する健康診断)

第222条 医療型児童発達支援センターにおいては、第152条第1項に規定する入所時の 健康診断に当たり、整形外科的診断により肢体の機能障害の原因及びその状況を精密 に診断し、入所を継続するか否かを考慮しなければならない。

(生活指導等)

- 第223条 第204条第1項、第206条及び第217条の規定は、医療型児童発達支援センターについて準用する。
- 第 13 節 児童心理治療施設

全部改正[平成 29 年条例6号]

(設備)

- 第224条 児童心理治療施設の設備の基準は、次のとおりとする。
- (1) 児童の居室、医務室、静養室、遊戯室、観察室、心理検査室、相談室、工作室、調理室、浴室及び便所を設けること。
- (2) 児童の居室の1室の定員は4人以下とし、その面積は1人につき 4.95 平方メートル以上とすること。
- (3) 男子と女子の居室を別にすること。
- (4) 便所は、男子用と女子用とを別にすること。ただし、少数の児童を対象として設けると きは、この限りでない。
 - 一部改正[平成 29 年条例6号]

(職員)

- 第 225 条 児童心理治療施設には、医師、心理療法担当職員、児童指導員、保育士、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設においては、調理員を置かないことができる。
- 2 前項の医師は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。
- 3 第1項の心理療法担当職員は、学校教育法に基づく大学において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法に基づく大学において、

心理学を専修する学科の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第 102 条第2項 の規定により大学院に入学した者であって、個人心理療法及び集団心理療法の技術を 有し、かつ、心理療法に関する1年以上の経験を有するものでなければならない。

- 4 第1項の児童指導員の資格については、第195条の規定を準用する。
- 5 第1項の家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童心理治療施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。
- 6 第1項の心理療法担当職員の数は、児童おおむね10人につき1人以上とする。
- 7 第1項の児童指導員及び保育士の総数は、児童おおむね 4.5 人につき1人以上とする。
 - 一部改正[平成 29 年条例6号]

(児童心理治療施設の長の資格等)

- 第226条 児童心理治療施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、設備運営基準第74条第1項の厚生労働大臣が指定する者が行う児童心理治療施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童心理治療施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。
- (1) 医師であって、精神保健又は小児保健に関して学識経験を有するもの
- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) 児童心理治療施設の職員として3年以上勤務した者
- (4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる 期間の合計が3年以上であるもの又は設備運営基準第74条第1項第4号の厚生労働 大臣が指定する講習会の課程を修了したもの
- ア 児童福祉司となる資格を有する者にあっては、児童福祉事業(国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。)に従事した期間
- イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあっては、社会福祉事業に従事した期間
- ウ 社会福祉施設の職員として勤務した期間(ア又はイに掲げる期間に該当する期間を除く。)
- 2 児童心理治療施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のために設備運営基準 第74条第2項の厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただ し、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。
 - 一部改正[平成 29 年条例6号]
 - (心理療法、生活指導及び家庭環境の調整)
- 第 227 条 児童心理治療施設における心理療法及び生活指導は、児童の社会的適応能力の回復を図り、児童が当該児童心理治療施設を退所した後、健全な社会生活を営むことができるようにすることを目的として行うものでなければならない。

- 2 児童心理治療施設における家庭環境の調整は、児童の保護者に児童の状態及び能力 を説明するとともに、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるように 行うものでなければならない。
 - 一部改正[平成 29 年条例6号]

(自立支援計画の策定)

- 第228条 児童心理治療施設の長は、前条第1項に定める目的を達成するため、入所中の個々の児童について、当該児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。
 - 一部改正[平成 29 年条例6号]

(業務の質の評価等)

- **第 229 条** 児童心理治療施設の設置者は、法第 43 条の2の規定により行う業務の質の評価を自ら行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。
 - 一部改正[平成 29 年条例6号]

(児童と起居を共にする職員)

- 第 230 条 児童心理治療施設の長は、児童指導員及び保育士のうち少なくとも1人を児童 と起居を共にさせなければならない。
 - 一部改正[平成 29 年条例6号]

(関係機関との連携)

- 第231条 児童心理治療施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所のほか、必要に応じて児童家庭支援センター、児童委員、保健所、市町村保健センター等の関係機関と密接に連携して、児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。
 - 一部改正[平成 29 年条例6号]
- 第14節 児童自立支援施設

(設備)

- 第232条 児童自立支援施設の学科指導に関する設備については、学校教育法施行規則 (昭和22年文部省令第11号)の小学校、中学校又は特別支援学校の設備に関する設置基準の規定を準用する。ただし、学科指導を行わない場合にあっては、この限りでない。
- 2 前項に規定する設備以外の設備の基準は、次のとおりとする。
- (1) 児童の居室、相談室、調理室、浴室及び便所を設けること。
- (2) 児童の居室の1室の定員は4人以下とし、その面積は1人につき 4.95 平方メートル以上とすること。
- (3) 男子と女子の居室を別にすること。
- (4) 便所は、男子用と女子用とを別にすること。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。

- (5) 児童 30 人以上を入所させる児童自立支援施設には、医務室及び静養室を設けること。
- (6) 入所している児童の年齢、適性等に応じ職業指導に必要な設備を設けること。 (職員)
- 第233条 児童自立支援施設には、児童自立支援専門員(児童自立支援施設において、専ら児童の自立支援を行う者をいう。以下同じ。)、児童生活支援員(児童自立支援施設において、児童の生活支援を行う者をいう。以下同じ。)、嘱託医及び精神科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士並びに調理員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。
- 2 前項の家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童自立支援施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第 13 条第3 項各号のいずれかに該当する者でなければならない。
- 3 第1項に規定する者のほか、心理療法を行う必要があると認められる児童 10 人以上に 心理療法を行う児童自立支援施設には、心理療法担当職員を置かなければならない。
- 4 前項の心理療法担当職員は、学校教育法に基づく大学において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法に基づく大学において、心理学を専修する学科の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第 102 条第2項の規定により大学院に入学した者であって、個人心理療法及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する1年以上の経験を有するものでなければならない。
- 5 第1項に規定する者のほか、実習設備を設けて職業指導を行う児童自立支援施設には、職業指導員を置かなければならない。
- 6 児童自立支援専門員及び児童生活支援員の総数は、児童おおむね 4.5 人につき1人以上とする。
 - 一部改正[平成 29 年条例6号]
 - (児童自立支援施設の長の資格等)
- 第234条 児童自立支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働省組織規則(平成13年厚生労働省令第1号)第622条第1項に規定する児童自立支援専門員養成所(以下この項において「養成所」という。)が行う児童自立支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修又はこれに相当する研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童自立支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。
- (1) 医師であって、精神保健に関して学識経験を有するもの
- (2) 社会福祉士の資格を有する者

- (3) 児童自立支援事業(児童自立支援施設において、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の元から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、併せて退所した者について相談その他の援助を行う事業をいう。以下同じ。)に5年以上(養成所が行う児童自立支援専門員として必要な知識及び技能を習得させるための講習の課程(次号において「講習課程」という。)を修了した者にあっては、3年以上)従事した者
- (4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる 期間の合計が5年以上(養成所が行う講習課程を修了した者にあっては、3年以上)で あるもの
- ア 児童福祉司となる資格を有する者にあっては、児童福祉事業(国、都道府県、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項に規定する指定都市又は法第59条の4第1項に規定する児童相談所設置市の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。)に従事した期間
- イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあっては、社会福祉事業に従事した期間
- ウ 社会福祉施設の職員として勤務した期間(ア又はイに掲げる期間に該当する期間を除く。)
- 2 児童自立支援施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のために設備運営基準 第81条第2項の厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただ し、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(児童自立支援専門員の資格)

- **第235条** 児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。
- (1) 医師であって、精神保健に関して学識経験を有するもの
- (2) 地方厚生局長等が指定する児童自立支援専門員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- (3) 社会福祉士の資格を有する者
- (4) 学校教育法に基づく大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者又は同法に基づく大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第1項第4号アからウまでに掲げる期間の合計が2年以上であるもの
- (5) 学校教育法に基づく大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を 専修する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、1年以上児童

自立支援事業に従事したもの又は前条第1項第4号アからウまでに掲げる期間の合計が2年以上であるもの

- (6) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科 又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、1年以上児童自立支援事業 に従事したもの又は前条第1項第4号アからウまでに掲げる期間の合計が2年以上であ るもの
- (7) 高等学校卒業者等であって、3年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第 1項第4号アからウまでに掲げる期間の合計が5年以上であるもの
- (8) 学校教育法に規定する小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であって、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は2年以上教員としてその職務に従事したもの

(児童生活支援員の資格)

- 第236条 児童生活支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。
- (1) 保育士の資格を有する者
- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) 3年以上児童自立支援事業に従事した者 (生活指導、職業指導、学科指導及び家庭環境の調整)
- 第237条 児童自立支援施設における生活指導及び職業指導は、全て児童がその適性及び能力に応じて、自立した社会人として健全な社会生活を営んでいくことができるよう支援することを目的として行うものでなければならない。
- 2 学科指導については、学校教育法施行規則に規定する学習指導要領によるものとする。 ただし、学科指導を行わない場合にあっては、この限りでない。
- 3 第1項に規定するもののほか、児童自立支援施設における生活指導、職業指導及び家庭環境の調整については、それぞれ第197条第1項、第3項及び第4項の規定を準用する。

(自立支援計画の策定)

第238条 児童自立支援施設の長は、前条第1項に定める目的を達成するため、入所中の個々の児童について、当該児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

(業務の質の評価等)

第239条 児童自立支援施設の設置者は、法第44条の規定により行う業務の質の評価を 自ら行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常に その改善を図らなければならない。

(児童と起居を共にする職員)

第240条 児童自立支援施設の長は、児童自立支援専門員及び児童生活支援員のうち 少なくとも1人を児童と起居を共にさせなければならない。 (関係機関との連携)

第241条 児童自立支援施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所のほか、必要に応じて児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所等の関係機関と密接に連携して、児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

(心理学的診査、精神医学的診査等)

第242条 児童自立支援施設の長は、入所している児童の自立支援のため、随時心理学的診査及び精神医学的診査並びに教育評価(学科指導を行う場合に限る。)を行わなければならない。

第15節 児童家庭支援センター

(設備)

第243条 児童家庭支援センターには、相談室を設けなければならない。

(職員)

- 第244条 児童家庭支援センターには、法第44条の2第1項の規定により行う業務(次条において「支援」という。)を担当する職員を置かなければならない。
- 2 前項の職員は、法第 13 条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。 一部改正[平成 29 年条例6号]

(支援を行うに当たって遵守すべき事項)

- **第245条** 前条第1項の職員は、児童、保護者等の意向の把握に努め、かつ、懇切を旨として、支援を行わなければならない。
- 2 前条第1項の職員は、支援を迅速かつ的確に行うことができるよう、児童相談所、福祉 事務所、児童福祉施設、民生委員、児童委員、母子・父子自立支援員、母子・父子福祉 団体、公共職業安定所、婦人相談員、保健所、市町村保健センター、精神保健福祉セン ター、学校等との連絡調整を円滑に行わなければならない。
- 3 児童家庭支援センターの設置者等は、それを附置している施設との緊密な連携を行うとともに、支援を円滑に行えるよう必要な措置を講じなければならない。

一部改正[平成 26 年条例 47 号]

第16節 最低基準の向上

第 246 条 市長は、札幌市社会福祉審議会の意見を聴き、その監督に属する児童福祉施設の設置者に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

第5章 雑則

(委任)

第247条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(旧指定児童デイサービス事業所に関する経過措置)

- 第2条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障 害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省 令第171号) 附則第5条に規定する旧指定児童デイサービス事業所に係る事業を行う者 であって、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を 見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関 する法律(平成 22 年法律第 71 号。以下「整備法」という。)附則第 22 条第1項の規定に より整備法第5条の規定による改正後の法(以下「新法」という。)第 21 条の5の3第1項 の指定を受けたものとみなされているものについては、平成27年3月31日までの間は、 第8条第1項第2号、第2項及び第6項並びに第67条第1項第2号、第2項及び第5項の 規定は適用せず、第8条第1項第1号ア及びイ、第30条、第31条並びに第67条第1項 第1号ア及びイの規定の適用については、第8条第1項第1号ア及びイ中「10」とあるの は「15」と、第30条第1項中「管理者は、当該指定児童発達支援事業所の児童発達支援 管理責任者に」とあるのは「管理者は、」と、「担当させる」とあるのは「行う」と、同条第2 項中「児童発達支援管理責任者(前項の児童発達支援管理責任者に限る。以下この款 において同じ。)」とあるのは「指定児童発達支援事業所の管理者」と、同条第3項から 第9項まで及び第 31 条中「児童発達支援管理責任者」とあるのは「指定児童発達支援 事業所の管理者」と、第67条第1項第1号ア及びイ中「10」とあるのは「15」とする。 一部改正[平成 25 年条例7号]
 - 一即以正(十成 25 千米例 / 号)

(旧指定知的障害児施設等に関する経過措置)

- 第3条 整備法附則第22条第2項の規定により新法第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされている者に対する第9条第1項第2号ア及び第3項第1号の規定の適用については、当分の間、同条第1項第2号ア中「指定児童発達支援の単位ごとに、おおむね障害児の数を4で除して得た数以上」とあるのは「おおむね障害児である乳児又は幼児の数を4で除して得た数及び障害児である少年の数を7·5で除して得た数の合計数以上」と、同条第3項第1号中「言語聴覚士指定児童発達支援の単位ごとに4以上」とあるのは「聴能訓練担当職員及び言語機能訓練担当職員それぞれ2以上」とする。
- 2 児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令(平成23年厚生労働省令第71号。 以下「最低基準改正省令」という。)の施行の際現に存していた整備法第5条の規定によ る改正前の法(以下「旧法」という。)第24条の2第1項に規定する指定知的障害児施設 等(以下「旧指定知的障害児施設等」という。)(旧法第42条に規定する知的障害児施設 又は旧法第43条の2に規定する盲ろうあ児施設であるものに限る。)であって、整備法 附則第27条の規定により新法第24条の2第1項の指定を受けたものとみなされたもの (最低基準改正省令の施行日以後に増築、改築等により建物の構造を変更したものを 除く。)については、当分の間、第88条第3項の規定を適用する場合においては、同項

- 第1号中「4人以下」とあるのは「15人以下」と、同項第2号中「4.95平方メートル以上」とあるのは「3.3平方メートル以上」とし、同項第3号の規定は、適用しない。
- 3 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準の施行の際現に存していた旧指定知的障害児施設等(旧法第43条の3に規定する肢体不自由児施設であるものに限る。)であって、整備法附則第27条の規定により新法第24条の2第1項の指定を受けたものとみなされたもの(同令の施行日以後に増築、改築等により建物の構造を変更したものを除く。)については、当分の間、第88条第3項の規定は、適用しない。

(知的障害児施設等に関する経過措置)

- 第4条 最低基準改正省令の施行の際現に存していた旧法第 42 条に規定する知的障害 児施設又は旧法第 43 条の2に規定する盲ろうあ児施設(通所のみにより利用されるものを除く。)であって、整備法附則第 34 条第1項の規定により新法第 42 条に規定する障害児入所施設として設置しているものとみなされたもの(最低基準改正省令の施行日以後に増築、改築等により建物の構造を変更したものを除く。)については、当分の間、第202 条第7号の規定を適用する場合においては、同号中「4人以下」とあるのは「15 人以下」と、「4.95 平方メートル以上」とあるのは「3.3 平方メートル以上」とし、同号ただし書の規定は、適用しない。
- 2 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成24年厚生労働省令第17号。以下「設備運営基準改正省令」という。)の施行の際現に存していた旧法第43条の3に規定する肢体不自由児施設(通所のみにより利用されるものを除く。)であって、整備法附則第34条第1項の規定により新法第42条に規定する障害児入所施設として設置しているものとみなされたもの(設備運営基準改正省令の施行日以後に増築、改築等により建物の構造を変更したものを除く。)については、当分の間、第202条第7号から第9号までの規定は、適用しない。
- 3 設備運営基準改正省令の施行の際現に存していた旧法第43条に規定する知的障害 児通園施設であって、整備法附則第34条第2項の規定により新法第43条に規定する 児童発達支援センターとして設置しているものとみなされたものに対する第216条第2項 の規定の適用については、同項中「児童の数を4で除して得た数以上」とあるのは、「乳 幼児の数を4で除して得た数及び少年の数を7.5で除して得た数の合計数」とする。
- 4 設備運営基準改正省令の施行の際現に存していた旧法第 43 条の2に規定する盲ろうあ児施設(通所のみにより利用されるものに限る。)であって、整備法附則第 34 条第2項の規定により新法第 43 条に規定する児童発達支援センターとして設置しているものとみなされたものに対する第 216 条第6項の規定の適用については、同項中「言語聴覚士及び」とあるのは「聴能訓練担当職員、言語機能訓練担当職員及び」と、同項ただし書中「言語聴覚士の数は、4人以上」とあるのは「聴能訓練担当職員及び言語機能訓練担当職員の数は、それぞれ2人以上」とする。

(平成25年3月31日までの間における児童福祉施設に関する経過措置)

- 第5条 平成 25 年3月 31 日までの間における第 164 条の規定の適用については、同条第 1項ただし書中「調理業務」とあるのは「乳幼児 20 人以下を入所させる施設にあっては 個別対応職員を、調理業務」と、同条第5項中「1.6 人」とあるのは「1.7 人」とする。
- 2 平成 25 年3月 31 日までの間における第 173 条の規定の適用については、同条第4項の規定は適用せず、同条第5項中「数は、母子 10 世帯以上 20 世帯未満を入所させる母子生活支援施設においては2人以上」とあるのは「数は」と、「3人以上」とあるのは「、2人以上」とする。
- 3 平成 25 年3月 31 日までの間における第 193 条の規定の適用については、同条第6項中「満2歳に満たない幼児おおむね 1.6 人につき1人以上、満2歳以上満3歳」とあるのは「満3歳」と、「5.5 人」とあるのは「6人」とし、同項ただし書の規定は適用せず、同条第7項中「1.6 人」とあるのは「1.7 人」とする。
- 4 平成 25 年3月 31 日までの間における第 225 条第7項及び第 233 条第6項の規定の適用については、これらの規定中「4.5 人」とあるのは、「5人」とする。 (児童福祉施設に関するその他の経過措置)
- 第6条 この条例の施行の日の前日において、この条例による改正前の札幌市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(以下「旧条例」という。)附則第2項の規定の適用を受けていた施設における同項の表の中欄に掲げる基準については、なお従前の例による。
- 2 最低基準改正省令の施行の際乳児院、児童養護施設又は児童自立支援施設において、児童の早期の家庭復帰、里親委託等の支援を専門に担当していた職員は、それぞれ第 164 条第2項、第 193 条第2項又は第 233 条第2項の規定に該当する者とみなすことができる。
- 3 児童福祉施設最低基準及び児童福祉法施行規則の一部を改正する省令(平成23年厚生労働省令第110号)の施行の際乳児院、母子生活支援施設又は児童養護施設の長(以下この項において「乳児院の長等」という。)であった者であって、引き続き当該乳児院の長等であるものについては、それぞれ第166条第1項、第174条第1項又は第194条第1項の規定は、適用しないことができる。
- 4 乳児4人以上を入所させる保育所に係る第182条第2項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限って、保育士とみなすことができる。
- 5 児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令(平成19年厚生労働省令第29号)の施行の際児童自立支援施設の長、児童自立支援専門員又は児童生活支援員(以下この項において「児童自立支援施設の長等」という。)であった者であって、引き続き当該児童自立支援施設の長等であるものの資格については、なお従前の例による。

- 6 児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令(平成10年厚生省令第15号)の施行の際同令第1条の規定による改正前の児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)第81条各号、第82条各号又は第83条各号に該当した者は、それぞれ第234条第1項第3号若しくは第4号、第235条又は第236条の規定に該当する者とみなすことができる。
- 7 児童福祉法等の一部を改正する法律(平成9年法律第74号)第1条の規定による改正前の法第44条に規定する教護院において、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童を入院させて、当該児童を教護する事業に従事した期間は、児童自立支援事業に従事した期間とみなすことができる。
 - 一部改正[平成 26 年条例 51 号 27 年 46 号]

(その他の経過措置)

第7条 この条例の施行前に旧条例の規定により行われた市長の認定その他の行為は、この条例の相当規定により行われたものとみなす。

(札幌市児童福祉法施行条例の一部改正)

第8条 札幌市児童福祉法施行条例(平成 24 年条例第7号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成25年条例第6号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。(後略)

附 則(平成 25 年条例第7号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成 26 年条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条第 15 号の改正規定は、平成 26 年4月1日から施行する。

附 則(平成 26 年条例第 47 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日(以下「施行日」という。)から施行する。

附 則(平成 26 年条例第 51 号)

(施行期日)

1 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号。以下「整備法」という。)の施行の日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、附則第6条第4項から第8項までの改正規定は、公布の日から施行する。

(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に係る経過措置)

- 2 施行日の前日において現に存していた整備法による改正前の児童福祉法(昭和22年 法律第164号)(以下「旧法」という。)第34条の8に規定する放課後児童健全育成事業 を行う場所において施行日以後に引き続き整備法による改正後の児童福祉法(以下「新 法」という。)第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う場合(施行日 以後に増築、改築等により建物の構造を変更する場合又は建物を移転する場合を除 く。)における当該場所については、当分の間、改正後の第138条の8第2項の規定は、 適用しない。
- 3 施行日から起算して5年間は、改正後の第 138 条の9第3項の規定の適用については、 同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの又は札幌市児童福祉法施行条例の 一部を改正する条例(平成 26 年条例第 51 号)の施行の日から5年を経過する日までに 当該研修を修了することを予定しているもの」とする。 (家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に係る経過措置)
- 4 施行日から起算して5年間は、施行日の前日において現に存していた旧法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設の設置者又は現に当該業務に関する事業を行っていた者が、施行日以後に新法第34条の15第2項の規定による家庭的保育事業等(改正後の第138条の23第1号に規定する家庭的保育事業等をいう。)の認可を受ける場合においては、改正後の第138条の34、第138条の41第4号(調理設備に係る部分に限る。)、第138条の42第1項(調理員に係る部分に限り、改正後の第138条の52において準用する場合を含む。)、第138条の46第1号及び第4号(調理設備に係る部分に限り、改正後の第138条の50、第138条の52、第138条の60及び第138条の62において準用する場合を含む。)、第138条の47第1項(調理員に係る部分に限り、改正後の第138条の60において準用する場合を含む。)並びに第138条の49第1項(調理員に係る部分に限り、改正後の第138条の60において準用する場合を含む。)が立じに第138条の49第1項(調理員に係る部分に限り、改正後の第138条の62において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。
- 5 施行日から起算して5年間は、連携施設(改正後の第138条の26に規定する連携施設をいう。)の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号) 第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市長が認める場合については、改正後の第138条の26の規定は、適用しない。
- 6 施行日から起算して5年間は、改正後の第 138 条の 49(改正後の第 138 条の 62 において準用する場合を含む。)の規定の適用については、第 138 条の 49 第1項中「保育士又は」とあるのは「第 138 条の 41 に規定する家庭的保育者、第 138 条の 42 第2項に規定する家庭的保育補助者若しくは保育士又は」とする。
- 7 施行日から起算して5年間は、小規模保育事業C型(改正後の第 138 条の 23 第 10 号に規定する小規模保育事業C型をいう。)を行う事業所の利用定員については、改正後の第 138 条の 51 の規定にかかわらず、6人以上 15 人以下とする。

附 則(平成 26 年条例第 60 号)

この条例は、平成27年1月1日から施行する。

附 則(平成27年条例第7号)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 札幌市児童福祉法施行条例の一部を改正する条例(平成 26 年条例第 51 号)の一部を 次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成 27 年条例第 46 号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 187 条の改正規定は、平成 28 年4月 1日から施行する。

附 則(平成 28 年条例第7号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成 28 年条例第9号抄)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。(後略)

附 則(平成 28 年条例第 34 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 29 年条例第6号)

この条例は、平成 29 年4月1日から施行する。ただし、第1条中札幌市児童福祉法施行条例第 164 条第2項及び第 193 条第2項の改正規定、第 225 条第5項の改正規定 (「第 13 条第2項各号」を「第 13 条第3項各号」に改める部分に限る。)並びに第 233 条第2項及び第 244 条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成 29 年条例第7号)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に指定を受けている札幌市児童福祉法施行条例第4条第9号 の指定放課後等デイサービス事業者である者が同条第8号の指定放課後等デイサービ スを行う同条第10号の指定放課後等デイサービス事業所における人員の基準につい ては、この条例による改正後の札幌市児童福祉法施行条例第67条の規定にかかわらず、平成30年3月31日までの間は、なお従前の例によることができる。